

平成20年12月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	堀 岡 敏 喜	2番	炭 竈 ふく代
3番	山 口 敏 子	5番	佐 藤 高 清
6番	佐 藤 博	7番	武 田 正 樹
8番	立 松 新 治	9番	山 本 芳 照
10番	杉 浦 敏	11番	安 井 光 子
12番	三 宮 十五郎	13番	渡 邊 昶
14番	伊 藤 正 信	15番	三 浦 義 美
16番	中 山 金 一	17番	黒 宮 喜四美
18番	大 原 功		

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

4番 小坂井 実

3. 会議録署名議員

5番 佐藤 高 清 6番 佐藤 博

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	大 木 博 雄	総 務 部 長	下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 部 次 長	高 橋 忠
監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	服 部 正 治	市 民 課 長	山 田 進
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦
福 祉 課 長	前 野 幸 代	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 薫

十四山総合福祉 センター所長	鯖戸善弘	農政課長	石川敏彦
商工労政課長	服部保巳	土木課長	三輪眞士
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
社会教育課長	水野進	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	柴田寿文
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 皆さん、おはようございます。

トップバッターを承りまして、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて図書館の問題、子育て支援の問題、この二つについて一般質問を行います。

まず1番目、子供たち、市民により親しまれる図書館・学校図書館にするための質問に入ります。

今回の一般質問でこの問題を取り上げました理由は、12月補正予算に計上されている十四山支所に開設予定の図書室、図書コーナーといいますが、これに対する住民の期待、要望が大変強いことから、市の図書館行政全般についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、市の図書館サービスの充実についてでございます。

一つ目、市図書館の蔵書と視聴覚資料等について。

蔵書などは多いが古い本が多い、新しい本が少ない、視聴覚資料も少ないとか、近隣町村に比べて本が見つらいなどの意見がございます。それで私は、近隣の市と町の図書館と比較してみました。蔵書の数は、弥富市は一般児童とかA V、雑誌などを含めると合計が約16万2,000点でございます。人口1人当たりの冊数で比べてみました。弥富市は人口1人当たり3.7冊、愛西市は2.5冊、蟹江町は3.8冊でございます。弥富市は、蟹江町に続いて冊数としては多い方でございます。それから、図書館費と備品購入費、これも一般児童、A Vとか逐次刊行物、これの比較をしてみました。図書館費全体について見ますと、弥富市は約1,950万円、愛西市は5,200万円、蟹江町は4,100万円でございます。人口1人当たりに換算しますと、愛西市は弥富市の1.8倍、蟹江町は2.5倍の図書館費がついております。それで備品購入費を調

べてみますと、弥富市は約500万円、愛西市は1,200万円、蟹江町も約1,200万円でございます。人口1人あたりにしますと、弥富市は113円、愛西市は180円、蟹江町は322円、愛西市は弥富市の1.6倍、蟹江町は2.8倍の予算がついております。弥富市の図書館費の推移を見てみますと、18年度、19年度、20年は予算でございますが、比べますと若干ずつ弥富市でも図書館費はふえております。図書購入費についても18年度から19年度は56万5,000円ふえております。20年度は5万4,000円ふえているという状況でございます。それで、弥富市の図書費とか図書館費、備品購入費について先ほどの比較から見ますと、蟹江町とか愛西市に比べると非常に低いものになっております。

国の方の法律はどのようになっているか見てみますと、1950年に日本の図書館法というのができました。第1条では、この法律は、社会教育法に基づいて図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とすると定めております。2005年には文字・活字文化振興法、これは図書館法と同じ理念に基づいた法律でございますが、その第7条の2項に、国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕ができるよう、司書の充実などの人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備、その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする、国と地方自治体に図書館振興の義務を課しております。

弥富市でも充実のために御努力はいただいていると思いますが、市の図書館の現状は、今申し上げました図書館法や文字・活字文化振興法の理念から見てみますと、大分おくらしているのではないかと思います、いかがでしょうか。

それで、まず質問です。市の図書館の現状をどう認識しておられるのでしょうか。数字で今お示しました問題についてお答えをいただきたいと思っております。

そして、図書館法の基本理念に立ち返って、資料の充実、人的体制の整備、これは司書の配置等でございますが、議論を尽くしていただき、御検討をいただいて、予算措置をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

図書館長（伊藤秀泰君） 今の安井議員の問いにお答えをさせていただきます。

現在、弥富市の図書館の蔵書等は、図書資料の一般書は11万3,580冊、児童書は4万2,205冊、視聴覚資料は4,371点、雑誌は32点を所蔵しており、一人でも多くの方々に利用していただいております。今後はできるだけ充実を図っていきたくて考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 何かお答えが一般的なお答えでございますので、充実していきたい

というそのお気持ちはわかりますが、図書館の充実というのは、地方自治体が文化とか教育にどれだけ力を入れているか、将来を担う人をつくっていく、子供たちを育てていく、こういうことに非常に大事な一つの指標であると思います。来年度予算には、ぜひこの予算の増額をしていただきたいと考えます。

次に移ります。次は、司書の充実など人的体制の整備について質問をいたします。

図書館を支える要素は、施設、資料と職員と言われております。この三つの要素の重要さの比重については、施設が1、資料が2、職員7の割合になるという言い方がされておりますが、とりわけ職員が重要だということではないでしょうか。

ことし6月、図書館法の一部改正を審議する衆議院文部科学委員会の参考人の質疑で、新聞に出ておりましたが、予算に限界があるので既存施設の連携で図書館の充実を図れないかという質問に対して、慶応大学の系賀参考人は、「妙案はない。与えられた資源を有効に活用するには司書の配置が必要である」と答えておられます。図書館を生かすも殺すも職員に負うところが大きい、司書の役割が非常に重要だと言われております。

図書館法第13条、教育委員会が必要と認める専門職員、事務職員及び技術職員を置くこととございます。先ほどと同じように、弥富市、愛西市、蟹江町の司書の配置職員の数を調べてみました。弥富市は正職員が5名、臨時職員が2名だそうでございます。そのうち正職員でも臨時職員でも司書は一人もおられないということとございます。愛西市は正職員が5名、このうち司書の免許を持った方が2名おられます。臨時職員は6名です。蟹江町は正職員が5名、このうち司書が3名おられます。臨時職員は7名、7名の現職の方の中でも2名、司書補の方がおられるそうでございます。

図書館法でも、先ほど申しました文字・活字文化振興法でも、司書が必要であるということとを強調しているにもかかわらず、市はなぜ司書を置かないのでしょうか。近隣の市町は、職員も司書も弥富市より充実しております。弥富市も職員をふやして司書を置くべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

図書館長（伊藤秀泰君） では、今の質問にお答えをさせていただきます。

図書館の司書の職員については、現在職員の中ではおりませんが、市全体では数名の司書の資格を持っている方が見えます。これは人事異動等でよその課へ行って、いろいろと指揮をいただいているところとございます。また、今後については図書館の職員の方へ配置していただけるようお願いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 質問の前に、先ほど館長が申されました蔵書の数について、多少私

が申し上げましたのと食い違う点がございますが、私が申し上げましたのは平成19年度の蔵書、その他の数でございますので、お断りしておきます。

では、今、館長からお答えいただきましたが、図書館に司書を置くのは、専門職を置かなければならないと図書館法にこのように書いてございます。それで、弥富市が図書館に対していかに、こんなことを申し上げると申しわけないと思うんですが、図書館の役割、理念についていかに認識されていないか、このあらわれではないかと思います。ほかの部署の職員には司書の資格の方がいるというお答えでございましたが、図書館には専門職の司書を置かなければならないというふうになっているんですね。だから、今後ぜひこれは改めていただいて、人事異動であちらへかわったり、こちらへかわったりというものではなくて、必ず図書館の充実のためには司書を専門職として置いていただきたい、このように思いますが、市長、これについてお答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

近隣市町村のさまざまなデータ分析をしていただいておりますが、私どもも今回十四山支所の公共施設の有効利用という形の中で、図書分室を設けていこうということをご希望いただき、また今回の補正で、その中の蔵書等においてお認めをいただくということで進めさせていただいております。

そうした形の中において、人の問題、運営等におきましては、今後開設するまでに十分協議をして、少しでも充実した図書館という形の中で、あるいは図書分室という形の中でやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。弥富市図書館の開館日と時間についてでございます。

夏・冬休みを除いて月・火が休館日になっております。他の市町村を見ますと、休館日は月曜日のみでございます。弥富市もぜひ火曜日は開館してほしいという市民の要望にこたえていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、開館時間の問題でございますが、水・木・金は9時から19時、夜7時まででございます。これについては、働いておられる方から非常にありがたいという声もいただいております。土・日の9時から17時までを、できましたら18時までに延長していただきたいと思いますが、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

図書館長（伊藤秀泰君） お答えさせていただきます。

今、安井議員の方から言われましたように、図書館の運営は月曜日・火曜日・祝日は休館

日となっておりますが、夏休み・冬休みの期間中は火曜日も開館しており、平日の時間帯は9時から午後7時まで、土曜日・日曜日・火曜日は午前9時から午後5時までを開館しており、利便性を高めているところでございますけど、火曜日の開館ということでございますが、次年度の4月、十四山の図書コーナー等の開館に合わせまして、今後火曜日・祝日等の開館の検討を今しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、火曜日の開館については御検討中ということでございましたが、ぜひ時間的な問題、土・日の18時までの延長についても、先ほど申し上げましたように、弥富市の図書館は職員の数が非常に少ないものとなっております。火曜日の開館にあわせてぜひ職員の増員、そして司書を置いていただきたい、これを求めておきます。

次の問題に移ります。市外在住者への貸し出しについてでございます。

弥富市の場合、館外貸し出しは市内在住、在勤、在学者と愛西市、蟹江町、飛鳥村在住者となっているようでございます。弥富市立図書館条例施行規則第7条の4では、市内在住、在勤、在学者以外の方は館長が適当と認める者となっております。市民に愛され、親しまれ、近隣市町村の人々にも開かれた図書館であることを施行規則にきちんと明記すべきではないかと考えます。愛西市、蟹江町、飛鳥村の在住者の方も館外貸し出しができる、これを明記すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

図書館長（伊藤秀泰君） では、お答えをさせていただきます。

今後は幅広く皆さんに利用していただけるよう、規則の一部改正等を考えております。これも、十四山支所の絡みと一緒に検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に、学校図書館の充実について質問をいたします。

学校図書館は、学校図書館法により、その第1条で、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とすると、皆さんも御存じのようにならわれております。市としても学校図書館の充実には御努力はいただいていると思ひます。

まず一つ目、平成5年3月の初等中等教育局長通知、学校図書館図書標準の基準から見ますと、市内小・中学校の蔵書冊数は充足していますでしょうか。基準よりも低い蔵書の学校はないでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、安井議員の御質問にお答えします。

文部科学省は、平成5年に学校図書館の図書基準を定め、学校の規模に応じた蔵書数を定めています。また、平成19年度からは新学校図書館図書整備5ヵ年計画をスタートさせ、公立の義務教育諸学校に対し、図書整備費の交付税措置をしております。しかし、全国の多くの学校では、この図書標準冊数を満たしてはおりません。弥富市の市内10小・中学校につきましても、ほとんどの学校で蔵書冊数は図書標準に達しております。2校のみが標準冊数には達してはおりませんが、小学校としましてはすべて国の基準に達しております。中学校につきましても、一部の学校は満たしてはおりませんが、今年度中に1校については満たす予定をしております。もう1校につきましても、順次計画的に蔵書を計画していきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ文科省が定めている基準にせめて達成できるように御努力をいただきたいと思っております。一日も早くすべての学校が豊かな蔵書の中で勉強できるようにしていただきたいと思っております。

次の問題に移ります。

小・中学校の図書購入費を見てみますと、平成18年度には約470万円、19年度は440万円、19年度は18年度より24万5,000円少なくなっております。20年度の予算から見ますと500万円弱でございます。これは19年度に比べますと63万円ぐらいふえております。ぜひ計画的に蔵書の数をふやしていただくようお願いしたいと思います。

小規模校では、年間20万円前後の費用では百科事典や図鑑などを買った後、あとの本は買えないなどの声も聞いております。

学校では、図書に関して、朝10分から15分間、朝の読書タイムを持ったりして、気持ちを落ち着かせて授業に臨んでいく取り組みが、学校によっては数年間継続して行われているようでございます。子供たちは本に親しみ、よく本を読むようになったとか、心穏やかに授業に取り組めるようになったという成果も生まれていると聞いております。学校図書館は知の宝庫です。みずから考え、主体的に判断をし、行動できる力を備えた子供を育てる、子供の可能性を伸ばしていくのが学校図書館です。弥富市の将来を担う子供たちのために、未来への投資である学校図書館費用をぜひ増額していただきたいと思っております。

それから、学校図書館法第5条では、司書を置かなければならないとなっていたのですが、図書館法の附則特例で司書教諭を置かないことができる、このように変わりました。また97年には附則の一部改正で、12学級以上は司書教諭を置くことになりました。司書教諭は、現在授業を兼務して学校図書館の仕事に専念することは極めて困難である、時間がないというお話を聞いております。市としても、附則の司書教諭設置の特例を撤廃して、各学校に専門の司書教諭を置けるよう、国・県に予算的な措置も含めて働きかけていただきました。



いと思います。この2点について質問をいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、まず財政の関係でございますけど、図書館費の増額の関係でございますけど、財政上の問題もございますが、今後も蔵書の冊数、内容を充実させていくことが重要かと思っております。そのためには行政だけではなく、保護者の方に図書  
の寄贈等もお願いすることも一つの方法かと考えております。

次の図書館司書の設置の関係でございますけど、現在市では、全小・中学校に図書館の整理をする事務の方を10校で3名の方をお願いしておりますので、図書館の司書教諭ではございませんけど、図書の充実等に努めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、お話がございましたように、弥富市では図書の補修とか、整理のために3名の方が各学校を回ってそれに当たっておられるということを聞いています。学校サイドでは非常に助かっているというお声も聞いておりますが、これは事務的な問題でございまして、学校司書教諭の設置というのは、子供たちの読書欲を高めるとか、教育文化的な水準を高めていくためにも今後非常に重要だと考えます。市長、ぜひ国や県に司書教諭を設置することを働きかけていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

さまざまな教育環境の中で、学校等における図書の役割というのは非常に大きいものがあるかと思っております。そういった形の中で、先ほど担当課長が申し述べましたように、今後は大変財政が厳しい状況ではございますが、小学生あるいは中学生の教育上欠かすことができないという中において、さらに充実を求めて頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 司書教諭の特例の撤廃とか、司書教諭を置けるように、この働きかけについてはお答えがございましたが、強く要望をしておきます。

次の問題に移ります。十四山支所に開設予定の分館といいますか、分室といいますか、図書コーナーの問題についてでございます。

今回の補正予算で、十四山支所の管理委託料とか、整備工事請負費、図書購入費、児童図書とかAV購入費、臨時職員の賃金、合わせて5,175万円が計上されております。どのような内容・規模、例えば蔵書の数とか、視聴覚資料、職員の数とか、開館時間について等、全体的な内容をお知らせいただきたいと思っております。

それから、次の質問もあわせてさせていただきます。

住民の意見、声を取り入れた内容にしてくださいということで、私は住民のすべての方にはできませんでしたが、アンケートで十四山支所の図書コーナーについて、皆さんの御要望を伺ってみました。

開館日は、月曜日以外は9時から夜6時まで開いてほしいとか、本は家庭にあるものを寄贈させてほしい、それから種類別表示などは大きく見やすいように、年寄りもよく見えるようにしてほしいとか、一般書と児童書のコーナーを分けてほしい、雑誌はできるだけ多くしてほしい、住民が気楽に入れる図書館にしてほしい、コピー機があると非常にありがたいとか、こういう御要望がたくさん寄せられました。この住民の要望をできるだけ取り入れて分館を設置していただきたいと思いますが、この2点についてお答えをよろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

図書館長（伊藤秀泰君） では、安井議員にお答えをさせていただきます。

十四山支所の1階の約237平米を図書コーナーとして利用していきたいと考えております。内容としては、一般書、児童書、絵本、紙芝居を合計4,800冊程度、逐次刊行物、これは新聞等でございます。雑誌を50誌ほど、それから視聴覚資料150点の所蔵を考えております。ほかに閲覧、談話、視聴覚コーナーを設置し、一人でも多くの方に憩いの場として喜んでいただけるように配慮したいと思います。図書コーナーの開設については、来年の4月を予定しております。弥富市の図書館との連携を取りながら、火曜日から日曜日までの午前9時から午後5時までを考えて、利用していただきたいと考えております。

二つ目の質問では、いろいろと要望等の意見をお聞きしましたが、市民がいつでも自由に本に親しめるように進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今のお答えに対して、3点ほど質問をいたします。

視聴覚資料も置かれるということでしたが、ビデオデッキなどは何台備えられるのでしょうか。

それから、開館時間が9時から5時までということでございますが、働く人たちが5時までですと見ることはできません。だから、せめて6時まで延長していただくことはできないのでしょうか。

それから、職員はどのように配置される予定でしょうか。これについて質問をいたします。

議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

図書館長（伊藤秀泰君） まず、一つ目の視聴覚機材ですけど、今はビデオというのはなくなってきておりますので、CDとかDVDの方2台を見ていただけるように設置をしていき

たいなということを今考えております。

時間の問題でございますけど、今の図書館の方は4月から7時までやっておりますので、この辺のところについては市の方へ来ていただくといったようなことも、今後十分検討していきたいと思っております。それから、職員についてもできるだけの人数で対応していきたい。毎日やろうと思えば最低2名から3名の人数が要るのではないかなということは予測されますけど。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 時間についてでございますが、私が皆さんにお願いしたアンケートの中では、十四山地区の皆さんは弥富市の図書館へおいでいただくよりも、飛島とか蟹江が近いもんですから、また蔵書も充実していますので、実際にはそちらの方へ足が向いているという方が多いんです。だから、本当に支所に図書コーナーができるということは、身近にできて本当に喜んでおられるわけでございます。なかなかこちらは交通の便も悪いし、駐車場も少ないし、だから来にくいということを書いてみえるんですね。時間的にもぜひもう少し、もう1時間ぐらい延ばしていただく、そして皆さんが他の町村の図書館じゃなくて、弥富市の分室を大いに利用できるように御配慮をいただきたいと思っております。

これについてお答えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

十四山の図書の分館におきましては、来年の4月開設を目標にこれから準備を進めてまいりるわけでございますが、御質問の時間帯でございますけれども、当初は9時から5時までという形の中で、一応利用状況等を今後見させていただきたいというふうに考えておりますので、夏時間等もございませう。そういったことも含めて当初は5時までという形の中で、それから利用状況をかながみながら検討していきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。少子化対策と子育て支援についてでございます。

まず一つ目、妊産婦健診の無料化拡大についてでございます。私は、9月議会でもこの問題を取り上げ、市長から妊婦健診の無料化を来年度から、5回から7回に引き上げるという御回答をいただいているのでございますが、今回また取り上げることにいたしました。

その理由は、麻生内閣が追加経済対策、これは10月30日に発表しておりますが、妊婦健診の14回無料化を盛り込んでおります。妊婦が費用の心配をせずに、必要な健診を受けられるよう、国庫補助制度を新たにつくって、公費負担をふやすと言っております。弥富市でもぜひ14回を無料として、安心して妊婦が母体と胎児の健康を守れるよう支援していただきたい

と思います。あわせて、お産後の母体の健康を守る上で産婦健診は欠かすことができません。県下では、4自治体が実施していると聞いております。妊産婦健診は、自治体が補助している分を除くと全額自費で支払わなければなりません。1回の健診で5,000円から1万円、検査があるとそれ以上かかります。今の経済危機、不況の中でお金がなくて医者にも行けず、出産する病院がないという悲劇も起こっておりますし、起こりかねない、これから大変深刻な状況でございます。

少子化がますます進む中、妊産婦健診14回プラス2回は国の制度としてつくるよう要請していただきたいと思います。しかしながら、このような経済の状況からして、当面産婦健診の2回は市の負担で、子育て支援に力を注いでいる市として実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをさせていただきます。

妊婦健診につきましては、さきの9月議会で安井議員の質問にお答えをさせていただいておりますとおり、来年から7回受けていただくようにということで考えております。それで、ことし10月30日に発表されました政府の追加経済対策におきまして、妊婦健診の無料化に向けた取り組みの推進が盛り込まれたわけですが、財政措置につきましては、補助金または地方交付税等2本立てで今検討がされておまして、今後国の動向を見守っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、産婦健診につきましては、妊婦健診を今優先させていただいておりますので、現在は考えておりません。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 妊婦健診の14回、これは麻生総理も公約というか、追加経済対策ではっきりと言っていることでございます。補助金とか予算的な措置についてはいろいろ問題もございしますが、ぜひ子育て支援、今の経済状況を考えますれば、弥富市では国の経済対策が通れば、愛知県のほかの自治体では恐らく14回まで無料化が実現してくると思います。弥富市も、ほかの市町村に先駆けて、ぜひ14回無料化の実現をしていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員の御指摘のとおり、妊産婦の健診、あるいは少子化対策という形の中で、政府は2次の補正予算で約2,500億の予算計上をしていきたいというふうに言われております。そういった状況がもっともっと早く通るといいわけでございますが、来年の1月の通常国会の方で御提案されるということを知っておりますので、その動向を見きわめながら、しっかりと対応していきたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ実現の方向でお力添えをいただきたいと思います。

次の問題に移ります。白鳥保育所の開所時間を朝7時30分にしてくださいという問題です。

現在、朝8時からになっております。以前から要望が出ていたのでございますが、私は7時45分に門の前に立ちました。8時前後には5人ほどの保護者が子供さんを連れてみえました。あるお母さんは、「私は国道1号線の向こう側に住んでいます。仕事で毎朝8時8分の近鉄に乗らないと仕事が間に合いません。8時を待って子供を預け、県道は毎朝渋滞しているので、県道を通ったのでは間に合わない。わき道を迂回して、佐古木駅の北に駐車場を借りて、電車に飛び乗って行く毎日です。どうか7時30分から預けられるようにしてください」、「このような切実な声をいただきました。ほかの人たちも8時では職場に間に合いません。7時半から預かれるようにしてくださいと訴えてこられました。このように何人かの希望者がいますので、開所時間の繰り上げをぜひ実現してください。

それとあわせて、ほかの保育所でも希望があれば開所時間の繰り上げ、また保育時間の延長を御検討いただきたいと思います。特に、現在働く人の雇用情勢が厳しくなっております。ぜひ子育て支援の一環として、この問題の実現をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それではお答え申し上げます。

現在、保育所の保育時間につきましては、通常は平日午前8時から午後4時までが保育時間となっております。土曜日につきましては午前8時から12時までとなっております。南部、桜、弥生保育所につきましては、朝7時半から実施しているところでございます。平成21年度から、十四山保育所も同様に朝7時半から実施することにしております。ひので、西部、白鳥、大藤、栄南保育所につきましては、議員がおっしゃるとおり、現在朝8時からとなっております。それから夜の延長保育の時間でございますが、南部、桜、弥生、白鳥保育所につきましては午後7時まで、十四山保育所につきましては午後6時45分まで、大藤、栄南、西部保育所につきましては午後6時までとなっております。平成21年度からは十四山保育所につきましては、平日は午後7時まで、ひので保育所につきましても平日は午後6時まで保育時間を延長することとしております。

さらなる保育時間の延長ということでございますが、先ほど5人ほど見えますとおっしゃって見ましたが、これにつきましては、次世代育成支援行動計画のアンケートをこれから実施しようと考えておりますので、利用者のニーズ等も調査をして検討していきたいと思っております。

さらには職員の勤務体制もございまして、市内の保育所間もちょっとばらばらという、保

育所間の条件整備などもあわせて考慮して、適切な運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 特に白鳥保育所の開所時間については、お話を聞いてみますと、待ったなしの状況でございます。ぜひ朝7時半からの実現を強く要望しておきたいと思っております。皆さんの御意見を聞いてから、アンケートをとってからということでございましたが、1日も早く実現をしていただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。

保育所は希望があれば6ヵ月児から預かってください。あるお母さんから、地方から出てきているので近くに親戚や知り合いもいません。民間の会社に勤めているので、子供が生まれてから8ヵ月も休めません。公立の保育所だから、せめて6ヵ月から預かってもらえないだろうか、このような御相談を受けました。しかし、8ヵ月から預かるという規定だからだめでした。合併前、十四山の保育所は、希望者は6ヵ月から預かってもらえました。しかし、合併後、弥富市に右へ倣えになりました。やむなく他市の私立の保育園に連れていかれる方もございます。なぜ弥富市は8ヵ月からしか受け入れられないのでしょうか。希望者も、お話を聞いてみますとございます。どうしてもできないのか、お答えいただきたいと思います。

次の問題もあわせて質問させていただきます。

十四山保育所の通所バスの存続についてでございます。

弥富市と十四山村の合併したときの合併協定では、3年以内に見直すとなっております。どうなるんだろうという不安、ぜひ存続してほしい、どうしても存続をしてほしいという声ばかりでございます。現在、バスを利用している園児は、3歳児以上約140名だそうでございます。二つの小学校区に一つの保育所でございます。地域も広く、車のない人や乗れない人は送り迎えができなくなります。バスが廃止になったら本当に困ります。ぜひ通所バスを続けていただくようにとの住民、市民の希望でございます。

この2点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それではまず1点目に、6ヵ月児からの受け入れをということでございますが、現在、乳児の受け入れにつきましては、南部、桜、白鳥、弥生、十四山保育所では議員のおっしゃるとおり8ヵ月児から受け入れを実施しております。西部、ひので、大藤、栄南保育所につきましては、満10ヵ月児から受け入れを実施しているところでございます。家庭の諸事情等いろいろあるかと思っておりますが、やはり生後間もない乳児の育児につきましては、親子の触れ合いの場である家庭での育児が大切な時期であると思っております。ただ、保育所間での8ヵ月と10ヵ月という受け入れ月数の違いがございますが、その辺は考

慮しなければならないと思いますが、基本的には現状のとおり進めてまいりたいと考えております。

それから、十四山保育所の通所バスの存続の件でございますが、十四山保育所の送迎用の保育バスの運行につきましては、1台で運行しております。現在、十四山地区内を3コースに分けておまして、平日の朝は午前8時からおおむね午前9時ちょっと過ぎごろまで、夕方につきましては午後3時から午後4時ちょっと過ぎごろまで、それぞれ1時間ちょっと超えた程度で児童の送迎をさせていただいております。

今後の保育バスの存続でございますが、議員がおっしゃるとおり、合併協議会の中で3年間を目途として調整するというようになっておりましたので、検討した結果、さらに3年間を目途として引き続き継続するという事にいたしました。

なお、保育バスは弥富地区内では実施しておりませんので、地理的な条件、それから弥富市全体としての不公平感がないようにしなければならないというふうにも考えておりますので、将来的には3年後になると思いますが、検討をしなければならないと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 保育園の生まれて6ヵ月児からの受け入れでございますが、先ほど申し上げましたように、今特に何遍も申しておりますが、経済的な事情も大変厳しいものになっております。親子の触れ合い、これは本当に大事な問題でございますが、経済的な事情で働かなければならない若い方が共働きでふえております。だから、今の状況にあわせても、ぜひ6ヵ月から受け入れができるように御検討をいただきたいと思っております。これは要望としてお聞きいただきたいと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 1時間近くなりますので、ここで11時10分まで休憩といたします。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 中学校の跡地に小学校を建設するということですので、この質問について聞かせていただきます。これは大木教育長の方がよくわかると思っておりますので、教育長にお願いいたします。

9月議会では学校建設特別委員会というのが設置されましたが、市側はこの問題について

どのように進んでおりますか、お聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

教育長（大木博雄君） 用地測量、それからボーリング調査の補正をいただきまして、発注をさせていただき、現在、測量等の作業中でございます。その後、今回12月議会で特別委員会をお願いしております。プロポーザル方式で行おうと思っておりますが、その審査委員さんとして委員さんからお1人お願いしたいということや、それから今後の基本設計までの進め方について御協議いただくということで考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 進めていくということなので、もしわかったら県の方に何どきに何回行かれたかということと、国の方については、国会議員なり担当者なりに何回、何どきに行かれたかということがわかれば教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 桜小学校がマンモス化しておりまして分離校が要るということで、国、県の方へ市長、それから教育委員長等もお邪魔をいたしました。6月4日に文部科学副大臣、衆議院議員 江崎鐵磨氏、それから翌5日に衆議院議員の海部氏、参議院議員の鈴木政二さんといったところへお邪魔をさせていただきました。なお、愛知県知事の方につきましては7月3日、それと教育長の方にもお邪魔をさせていただきました。あとそれぞれ管内といいますか、県議会議員につきましては市長の方から直接お会いして、お願いをさせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そういうふうに進めていただきたいと思いますので、学校についてはよろしくお聞きいたします。

次に市長のことでありますが、まず市長が、福寿会、商工会、民生委員、教育委員会というところについては招待旅行なのか公務で行っておるのか、ここをお聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

福寿会、商工会、民生委員、あるいは教育委員という形のさまざまな団体があるわけですが、こちらにつきましては、私は日程を調整させていただいて、お呼びいただいているわけですので、基本的には時間の許す限り参加をさせていただいております。そういった中では、市の規定、前例等に基づいて、きちっと実行させていただいております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） では、その担当者の方にちょっと聞きますけれども、これについて



は、今市長が言うように公務でという話だから、日当とか公務災害についてはどういうふうになっておる。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、大原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

旅費についてと公務災害についての御質問でございますけれども、複数の部にまたがりま

すので、一括して私の方からお答えをさせていただきます。

まず旅費の額につきましては、公務のものにつきましては、旅費条例、規則に基づきましてお支払いをしております。個別には、農業委員、教育委員の団体旅行につきましては公務の取り扱いをしておりますので、公費負担はございません。また、民生委員会等、市の行政機関や育成団体の旅行につきましては、公務として条例に基づき宿泊料、日当の旅費を支出したしております。そして、全額を当該団体へ旅費としてお支払いをしております。他の団体旅行の場合については、参加する場合は団体の負担となっております。

また、公務災害のお尋ねでございますけれども、公務であるものについては公務災害の取り扱いをしております。

それから、具体的な額につきましてはですが、宿泊料につきましては甲乙という定めがございますので、それぞれ甲地方・乙地方の規定に基づきお支払いをするとともに、日当につきましては1日2,600円でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私は、日当について、どこへ行ったら幾ら日当がついたということ

を聞いておるわけだ。規定はわかっておるんだ。

それからもう一つ、公務以外に行っておることについて、公務災害をつけてあるのか、つけておらんのか。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 日当についての御質問にお答えをさせていただきますけれども、日当につきましては1日2,600円でございます。それから宿泊料につきましては、甲地方が1万3,100円、乙地方が1万1,800円でございます。

なお、公務災害につきましては、公務として旅行に参加したものについては公務災害の適用があるということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 普通は、公務じゃなくても市長というのは弥富市の代表者だから、公務災害をつけるのが普通だと思うんだな。規定がないから、招待だからそれはいかんということ自体が、やっぱりちょっと間違っておらんかなあと思うんだわ。こういうのを付けてきちっとすることが、もし何かあったときに困るわけだな。だから、招待状を持っていた

ら、招待で自費で行かれるとかはいいんだわ。いいけれども、それなりの招待状をもらった以上、自費で行っても公務災害をつけることは当然のことだと思うんだわ。この辺について、これからどう考えるか。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 私どもとしては、公務災害補償につきましては、公務災害補償基金というところが公務災害のお認めをしていただけるかどうかということにかかってくるわけでございますけれども、あくまでも私費で行かれた旅行につきましては、公務ではないという取り扱いをしております。また、関係団体と調整が必要になるかとも思いますけれども、このように公費で行くか行かないかによって判断が分かれてくると考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今回、市長が海外へ行かれました。海外では地中海、北アフリカ、イギリスやらスペインへ行っておられますが、このメンバーについては、議会で言われたときは名港管理組合と商工会が大半だと思ったんだね。実際、名港管理組合は行っている人が4人、それから商工会の役を持ってみえる人が4人、その4人の役員の中には奥さんも行っておるわけだ、3人。そして、その費用が宿泊等も全部で191万9,000円かかっておるわけね。これについて聞くんだけど、飲食代というやつが28万7,603円かかったわけだ。そうすると、13日だから39回ぐらいで1回の朝・昼・晩について計算すると、平均7,550円かかっているわけだ。余りにも研修としての金額が高過ぎるんじゃないかなと思うんだけど、この辺について担当者にお伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、ポートセールスの飲食代等々についての御質問でございますけれども、これにつきましては、経済界の核たるメンバー、それから名港管理組合のトップを初めとするメンバーの皆様が御参加をさせていただいておる旅行でもございます。その行程の14日間という日数等々を勘案し、また海外ということを勘案すれば、総合的に社会通念上、妥当な範囲内であるというふうに私どもは思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 相当のメンバーというけれども、大成建設は市の指名業者じゃないのか。ここら辺をちょっと聞く。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。それと同時に、少し訂正をさせていただくわけですが、今回の名古屋港の利用促進という形で私どもが訪問いたしましたのは、キプロス、フランス、ナイジェリア、モロッコでございまして、イギリスとかスペ

インの方には出かけておりませんので、訂正をさせていただきます。

それから大成建設さんは、私どもの今回のこのミッションは、いわゆる経済交流ということも大きな役割として持ってあったわけでございます。今、大成建設さんは、ODA、いわゆる国際経済開発機構の中で、ナイジェリアでその地域における橋を建ててみえます。そういった形で、そちらの方で働いてみえる方との経済交流ということも含めて御参加されたというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） ただ大成建設というのは、国でも県でもゼネコンと行くということはありません、今まで。この間も東京の石原知事が息子さんを連れて一緒に回ったということ、大きく新聞に報道されたわけだ。

それともう一つは、これだけのメンバーだからというので、普通大体1ヵ月、食事代が一般家庭でも二十何万は絶対かからんだ。そういうことからいったら、もうべらぼうに高い。行っておる人は相当のメンバーというけど、みんなこれ運送会社だけだが。運送会社は相当なメンバーかということ。名古屋市も行っておらん、東海市も行っておらん、知多も行っておらん、四日市も行っておらん、飛島も行っておらん。市長としては弥富だけなんだわ。これが伊勢湾に湾岸しておる相当なメンバーになるのか。

平成16年9月29日に、スーパー中核都市として名古屋市から四日市までをウォーターゾーン整備ということでやっておるわけだ。そのときにはもう予算が全部ついておるわけ。当時、今の局長がおったでわかるけれども、議長会でそういう話があったわけだ。これは見ておると運送屋ばかりだ、ずうっと。東洋倉庫やら、豊田やら、それから五洋建設、こういうところばかりだ。伊勢湾海運とか、いろんなのが載っておる。商工会という名前をつけておって、商工会からはたった4人しか行っておらんわけだ。その中には奥さんが3人行っておるわけだ。そして片方は名港管理組合というけど、4人行っておるわけだ。4人の中で女性が2人行っておるわけだ。相当のメンバーということは何の辺が相当のメンバーか。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 本市の発展におきまして港湾の整備拡充は欠くことのできないものでございます。このたび、国土交通省の平成21年度の概算要求に鍋田ふ頭のコンテナターミナルの新規整備が盛り込まれました。このことにつきましては、弥富市のたび重なる陳情は無論のことでございますけれども、愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合や名古屋市商工会議所、中部経済連合会を初めとする経済界など、名古屋港を取り巻く官民が一体となった必死の思いが通じたことであると考えております。計画では今後7年間で264億円の国費が投入されるわけでございますけれども、この整備事業が順調に推移するためには、ターミナルの能力に対し、今後もコンテナ、貨物量の伸びが続くという、さらなる利用促進が不

可欠でございます。こうした状況の中、鍋田ふ頭、名古屋港をPRし、さらなる利用促進のために市長に名古屋港のポートセールスに参加をしていただきました。このことは、港のPR、経済交流、人的交流を一層図ることになりまして、とても重要なことでございます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 国土交通省というけど、国土交通省はここに入っておらんがね、一人も。どうしてこれは入っておらんの、国土交通省が。国土交通省と言うのなら、国土交通省がここに入っておらんといかんだわ。そして、名港管理組合といえば県会議員が議長を務めたりなんかしておるわけだ。一人も行っておらん、県会議員は。

それから湾岸整備にしても、弥富市は名港管理組合について埋め立てを了解するだけのことなんだ。お金を出しておるわけじゃない。国と県でやっていただいております。それにこれだけのお金を使うのはどういうことだということ。市民感情から見ても191万幾らというのは、これは社員旅行か、そういうふうに見えちゃうがね。商工会が4人で、37人のうちでは8人が基本で、29人の方は運送屋とかそういうところばかり。あなたの言う国土交通省といたら、国土交通省の次官とか主管がおればいいよ。いないわけだ。どうして国土交通省というふうにするの。国土交通省は知っておるの、行ったのを。だれが、あなたの言う国土交通省の担当者として行ったの。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 私の言葉が足りずに誤解を受けられた面がありましたらおわびを申し上げますけれども、私が申し上げたのは、平成21年度の国土交通省の概算要求に盛り込まれたことが、弥富市を初めとする官民一体となった陳情の必死の思いが通じた結果であるということを申し上げたわけでございます。

また、今回のポートセールスにつきましては、私どもが主催者ではないことから、そのメンバーがどうかということに関してはお答えする立場にございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） あなたが国土交通省と言わんでも、スーパー中核整備ということで、もう平成16年9月29日に決まっておるわけだ。その後、この間の2日だったか、飛島が整備されて、できたわけだ。そのときにちょうど江崎鐵磨さんが来て、あの方は国土交通省の副大臣、そういうのがあったわけだ。だから我々も聞いておるわけ、全部ね。

もう一つは、この旅行に対して夫人というのが3人おるけど、この夫人というのは役職は何も書いていないわけだ。これについてどう思う。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今回の名古屋港のポートセールスにおきましては、まず基本的なことからお話をさせていただきますけれども、この3月に平成20年度の名古屋港利用促進使節団の参加負担金という形で議員の皆様にはお認めいただいております。その枠の中で、使節団の一名として私が参加させていただいたということをもまず御理解いただきたいと思います。昨年は、飛鳥さんも参加をしていただいております。交代で各市町村が参加していることも事実でございます。

それから、夫人が同伴されているということにつきまして、私はコメントする立場ではないかもしれませんが、海外の各地におきまして、先ほども言いましたように、今回のミッションはさまざまな形で経済交流を図ってまいりました。そして、現地の日本領事館でのレセプション、あるいは各地の港湾関係者と一緒にさまざまな形でおつき合いをさせていただいたわけでございます。そうした中で、やはり国際的な交流という形で御夫人が参加されることは、今の時代の儀礼的な立場においても決しておかしくないというふうに考えるところでございます。また、御夫人のお力添えが全体の雰囲気をややかにするという点においては大変意義あることではないかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 大体、全然関係ない人まで参加して、予算的には200万というのは当初予算でもう了解はしておるんだけど、説明の中では名港管理組合と商工会という頭をやられたから我々も納得したわけなんだ。ほとんどの方がみんな運送屋さん。愛知県だともっとようけあります、商工会は。名古屋でもようけありますわね。我々でもそうです。今の商工会の顧問になっておるわけ。顧問になっておっても自分の奥さんまでは連れていかんよ。

ただ、200万近いのが適切か適切でないかというのは、市民が考えればよくわかることなんだ。こういう金があったら、私は前にも言ったけれども、県に沿ってやると言っておったがね。そうだったら、愛知県の中でも35の市があります。市長はわかっておるわね。そこで市営住宅や県営住宅がないのは弥富市と日進市だけなんです。あとはどっちかがあります。そういう金をしてあげて、できるだけ福祉に、本当にえらい人に、学区が6学区あればせめて30ずつぐらいつくって、そこに住みやすいようにしてあげる。こういうのが、市長が言う一番初めの、2月5日に一円も無駄に使わないというPRをしておるわけなんだ。こういうのについて私は、大成建設やそういう市の指名業者が行っておるということは不適切な旅行と個人的には思っています。

市長も、出たときには支持率が物すごく高かったわけだ。だから当選したわけだ。きょうなんかの新聞を見ると、麻生さんなんかは内閣総理大臣の支持率は21%、野党は36%になっている。もうむちゃくちゃの支持率。市長は自民党をやってみえるか民主党をやっておるか

わからんけれども、私は自民党だから市長も自民党だろうと思うけれども、これだけになると自民党は涙を出してせないかん。次の選挙はどうやってやるんだということになる。

市長も、あと2年ぐらいたったら選挙があると思うよ。できることなら、市長なんかは選挙をやるよりも無投票でやってもらった方がいいんだ。大体2,000万か3,000万くらい浮くわけだな、市税が。選挙をやるよりも本当にまじめにやっていただいて、次の選挙も無投票でやっていただいて、3期、4期やっていただく。こういうのを私らは支持しておる。前の市長のときにもよく、市長のお手伝いをさせていただくように皆さん頼みますと言ったら、ある議員が、大原はあればかり言っておると。それは、市長を粗相のないようにということのみんなでフォローしてあげて、みんなで悪いことは悪い、いいことはいいというふうに動いたんだ。

前の市長や町長なんかには私はよく言いました。ただ旅行とただ飯、それからうちまで公用車を使って行っておると。やめてくれと言ったら当時の議員が、大原さん、そんなことを言いやあすなという話もあったけれども、このくらい市税というのは大事なことなんだ。私も毎年毎年できるだけ多くの市税を納めたいと一部頑張っておりますが、やっぱり200万組んだやつを全額使わんならんというようなことではなくて、減額はできることだから、こういうのも含めて市長も少しずつ反省しないと、今の麻生さんのように支持率が下がっていつちやうと選挙で難しくなると、また号外や怪文書を出してぐるぐるぐるぐる回さんならんから、そういうことのないように、その辺のところは市長はどう思う。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

大原議員の貴重な御意見として、私どもは真摯な気持ちで受けとめさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、頑張ってください。一生懸命、私も応援させてもらうでね。頑張らないかんよ。

次に下水。

下水法というのが9月議会の議会だよりに載っていたけれども、副市長、あなたがよう知っておるみたいだから、下水法の意味をちょっと教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 下水道につきましては、あくまで下水道法という法のもとに定められておるわけですが、この下水道法といいますのは、私どもの関係からしてみると、県がやっております流域下水につなぐために今こちらの方では公共下水道を行っておるわけですが、その公共下水道に関して、下水道法に基づいて事が定められておるということでご

ざいます。よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 法律はいいんだ。だけど、公共下水道をやると既存の合併浄化槽をどうしても外して、法というのは外さなきゃいかんわな。どうしてもつながんらんかということを知りたいの。その法律はどこに載っていますかということ。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 公共下水道の供用が開始された場合に、今は合併浄化槽だとか単独浄化槽があるわけですが、そういったものに対して速やかに公共下水道に接続をしていただくという内容につきましては、下水道法の第10条にそのような表現がなされております。11条関係の一部の方につきましては、現在、くみ取りでやっていらっしゃるところについては、即、宅内配管だけを変えてつなぐということはできないものですから、おおむね3年間の猶予がなされておるわけですが、ただ宅内配管だけを行って公共下水道につなぐ場合においては速やかにということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 「速やか」と「つなげ」という法律とは違ふわけね。公共下水については、第3条の1から25まであります。流域下水については、第21から25の、あなたが言う11まであるわけだ。だけど、排水というのがあるわけだ。排水法というのは、182号の、昭和33年12月2日、第7条によって、指定水域によって公共用の水域の保全に関する法律ということで、第5条第1項の規定にあるわけね。だから、一たん許可した排水については取りやめることはできん。それを、浄化槽を外して、そこへ流していかんということはないと思ふんだ。その辺のところをどう思ふ。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 今、大原議員がおっしゃいましたのは、初めに申し上げましたように、合併浄化槽だとか単独浄化槽を現在設置されていて、それで処理がされていて、そのことは今おっしゃったことなんですけど、そういう状況で公共下水道が整備された場合につきましては、ちょっと条文を細かに言ひます。「速やか」というのは、ちょっと私も表現足らぬところがありますのでお許しをいただきたいと思ひわけですが、公共下水道の供用が開始された場合、公共下水道がもう運用された場合ですね。その場合においては、延滞なく、その土地の、自分の敷地ですね。それに対する下水を公共下水道に流入させるために必要な排水施設を設置しなければならないということを知っておりますので、今の公共下水道で行っている、そして単独浄化槽で行っているところについても速やかにといったこともあるんですけども、現在の公共下水道につなぐために、宅内配管の問題は当然ありますけれども、

そういったものを整備してつなげなければならないということを言っておりますので、これは今私が申し上げております下水道法の10条の関係で、公共下水道が整備された場合における接続のことを申し上げておるわけでございまして、合併浄化槽、単独浄化槽の設置の問題についてはそれぞれ法にはございませんけれども、排水を管理してある土地改良なんかの承諾について、それぞれ各土地改良によっては若干異なりがあるようでございますけれども、基本的にそういった承諾をとって、単独浄化槽、合併浄化槽については、そのような形で新しいうちが建った場合における手続がなされておるといのは事実でございます。これが、単独浄化槽と合併浄化槽の現在の状況でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そういうことは、私の言っておるのが正しいのか、あんたが言っておるのが正しいのかわらんけれども、今現在できておるやつ、既存については、全協でも言われたように1立方当たり155円というふうに言われておるので、大体平均ですと30立方ということと言われておるから4,650円になるわけ。それだけの分が払われていくわけだな、これから。その払っていく分があるわけだけれども、今だと下水にほとんどただのように流せるわけだな。こいつが年に5万5,000円ぐらいかかるわけだ。その中で維持管理とかすると、大体1年に1万5,000円か2万円なんだ、かかるのが。そうすると、余分に3万5,000円払わんならんから、今の状況ではえらいから、下水道法というのが、あんたらが言うように、どうしても、合併浄化槽をつぶしてでもつながんらんかということ聞いておるわけだ。

下水道というのは「地下の水の道」と書くでしょう。排水というのは用水に流す。それだけのことなんだ。だから、そういうことを含めて、名古屋市でも集落排水でもそうだけど、実際にはつないでいないところもあるわけだ。集落でも入っておらんところもようけありますよ。そういうのが法的に今の集落排水をつくったとか、コミは団地の中だから大体全部つないであると思うけど、ばらになったところはつないでいないところもようけある。それが、法律的にどうしてもつながないかんのか、外してまでも。そこをよく聞いておかんと、説明が市民ではわからんわけだ。まして、平島なんかはどんどんどんどん今工事をやられているわけだ。おい大原さん、どうするんだと。本当につながんらんのかと。法ということが出てきておるからどうだということ。公共下水道が完成した後は浄化槽は入れられんだ。下水道法で決まっておると思うんだけど、その辺。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 今申し上げておるわけでございますが、あくまで単独浄化槽、合併浄化槽の中で現在進められておる家庭につきまして、公共下水道につきましては、下水道法に基づきまして、今申し上げたような形で接続しなければならないわけでございます。その



ために宅内配管なんかをやってもらわなきゃならないということを言っておるわけですね。

これは、今申し上げましたように公共下水道だけでございますので、農業集落排水とかコミプラなんかにおいては法が違っておりますから、今の公共下水道と同じような形になるように、弥富市の条例の中で農業集落排水については速やかにつないでくださいよと。そして、それはおおむね3年がめどですよとっております。これは法律にはないもんですから、市の条例で現在の公共下水道に見合った形の指導の推進のために、そのような条文で現在運用させていただいておるわけです。したがって、公共下水道につきましても、あくまで法の中でそのように表現をされておる以上は、速やかにつないでいただくという形。速やかというのか、即ですね。その即はどれだけだということになるかと思いますが、今検討しておるわけですが、おおむね1年以内に接続していただくという形を、今の法の条文に見合うものだろうという解釈をとっております。

ただし、初めに申し上げましたように、水洗便所等になっていないところにおいては根本的な改良が必要でございますので、ただ宅内配管だけの工事では済まないわけでございますので、国の方も、そういったことについてはおおむね3年の猶予を認めようという条文になっておりますので、あくまで法でございますので、その法を遵守して今後も指導していきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら副市長に聞くけど、法の処罰はどうなっておるんだ。つながなかった罰金はどうなんだ。法というのはやっぱり罰金がつくわけね。

それと、あなたが条例ですと言うなら、工事をやる前に立法数で幾らということを明記してから工事をやらなきゃだめだ。大体、工事責任者というのは、我々でもそうだけど、事業をやるときにガスを敷いたりなんかするときには、幾らもうかって、幾らペイがあって、幾らになるということを計算しながら出すわけな。安易に、ただ工事だけどーっとやっておいて、おい、やってもらったからそこはつながないと違法だよと。これは絶対に罰金も取りますよというのはどういうふうなんだ。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） まず初めの、法にあって、つながなきゃならないと言っていることに対して違法した場合どうだということですが、法的にはそのようにしなければならぬということをはっきり言っておるわけですが、そういった行為について国民の皆様方が沿われない場合の罰則規定はどうかということですが、罰則規定はございません。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 法律があって罰則規定がなかったらだれもつながんよ、そんなもの。

だれがつなぐんだ。例えばアパートなんかだと、私なんか持っているけれども、10年なら10年、そこに5万5,000円で住んでいただくというふうにしてあるから、10年間は全然家賃も上げられないわけ。それは管理会社がやっておるから、管理会社が4,600円、5万5,000円も年間払うと、13ヵ月分も払わなきゃならんわけなんだ。法律がなかったら、何も別に浄化槽があったって、つないでも一緒のことになっちゃうんだ。

だから、あんたが条例をつくってと言うのなら、条例の中に必ず、名古屋市でもそうだ。たばこを吸ってやっておると、中村区なんかだと2,000円の罰金とかいろいろ取るわけだな。そういうのをきちっとして、浄化槽を絶対公共下水道、流域下水につながなきゃいかんよというものを設けないと、なかなかこれはつなげられんし、大体、今つなごうと思うと、まずまでは市がつくってくれるけれども、まずまで出すにはかなりの負担がかかります。30万かかったり80万かかったりします。浄化槽を半分切ってしまうと20万か30万で済むけれども、神様に私らはおはらいしておるから、おはらいすると、ここに不浄なものがある。もう絶対やりませんよということだから、使わんものは取らなきゃいかん。取ると、やっぱり80万とか100万かかるんだね。そういうこともあるんだから、やっぱりその辺のところをよくしなくちゃいかんということ。

それから、例えば公共下水道につないだら汚泥は1ヵ月にどのくらいになります。そういう計算をしたことはありますか。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） まず初めの、罰則規定のない法というのは国民もなかなか守らんじゃないのかというお話がございましたが、法に定めたものイコール罰則規定が100%つくという内容ではないわけがございまして、今回の公共下水道の接続についても罰則規定がないと。しかし、こういった場でございますので、今のような形で、どちらにしても議員の皆様方には、それぞれ各地域で公共下水道の基本理念等も御理解をいただいて、またいろいろ御指導も賜らなきゃならないことになるかと思っておりますので、罰則規定のないものはどうこうということは何とかお許しをいただいて、あくまで遵法精神で法に沿った形で御指導が賜ればと思います。

それから、汚泥がどのくらいということはちょっと私は知識がございませんので、申しわけございません、早急に調べまして、また後から御報告申し上げますので、お許しをいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 下水といったら汚泥を扱うことは決まっておるんだわ。何のために通告しておるの、これ。東京都なんかだと、調べると1日に2,700トン汚泥が出るわけ。1日だよ。弥富市の場合だと1日に出てくるやつは10ぐらいか、そんなものだと思うけれども、

出てくるわけだ。そういうのをやっぱり計算して、ただつくって地下の水を流せばいいという問題じゃないと思うんだ。地下を流しても、最終的な末端ではそこの中はやっぱり浄化するわけだから、一般家庭から出しても今の浄化槽はかなり、個人槽はだめですけど、合併浄化槽というのはそういうふうにもう整備されている、そこの中でするように。

この間、開発部長が全協で言っていたけど、雨水はそこには入れませんと。そんなことは、だれでも議員だったらわかっておるはずだで、そういうことを部長が言っておること自体も、やっぱりこれはもうちょっと勉強せないかんと思うんだな。雨水なんて、だれが下水に流すか。そんなことは小学校の子供でも知っておるような話だ。

これから市長は平島にも行くと言っていたけれども、平島に行ってねと言ったって来うへん、まだ。やっぱりよく説明をしてあげないと、条例ではつくっても、罰金も何もないとなったらそのままずうっと行っちゃうわけだな。だから、市長が来て、平島町を中心に今やっておるから、何回も来て、できたら早く協力していただきたいと。下水で20億も30億もかかってやって、そんなものは設備投資にもならへんわけだ。さっき言うように、4,650円ぐらいだと1ヵ月に集まる金額なんて大した金額じゃないわけだな。年間7,000万か8,000万近くにしかならん。そうすると、何十年これからかかってやったって全然ペイにならんよ、これ。下手すると50年か100年かかるわ。

そういうことも含めるから、下水については、時間がないので、ようけ聞いてもなかなかわからんと思うので、通告したら通告したやつを全部洗いつけていただかないと、何のために通告したんだと。今の公共下水というのは3条の1から25まであります。読むといっぱいあるんだけど、こんなの読んでおったら、あと5分かそのくらいしかないからいかんの、市長としてこれから平島町に行って、下水をやっておるところについてはよく説明をされるのか。月にやっぱり二、三回は行ってもらわないかんから、海外研修に行ったり、よその旅行についていなくても、この方が大事なことからどんどんお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員からいろいろと貴重な御意見をいただいておりますけれども、もう一度皆さんに確認をしておきたいことは、3市4町の中で弥富市といたしましても、公共下水施設をしっかりと布設していくんだということが皆さんの方で決定されておるわけでございます。そういう状況の中で、今度はずなぐ、つながないという権利義務がもしれませんけれども、これは先ほど副市長が言っておりますように、下水道法というものの中でこの基本理念を御理解いただきたい。そして今後、生活環境、あるいは水質保全という中で、これはつないでいただきたいということが私どものお願いでございます。

そして、つなぐ、つながないという形に対してどうしてもお金がかかるわけでございます。この公共下水に対しまして、本来はこの12月議会で皆様の方に負担金、あるいは使用料金と

いうことを御提示申し上げる段取りをしておりましてけれども、少し私どもの準備が不足しておりまして、来年の3月議会におきましては、負担金、使用料の問題について明確な形で条例化していきたいということでございます。そして、その考え方としては、こういう時節でございますので負担金はいただかない。例えば、農業集落排水事業は今15万円を1戸当たりいただいておりますが、こういうものを使用料という形の中で転化してお願いをしていきたいというのが、今、公共下水に対する弥富市の基本的な骨子でございます。そういうことを十分御理解いただきまして、また全協等で皆さんから御意見をいただきながら決定をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 負担金の15万というのはやっぱりいただいてやらんと、だんだん家でも競売になったり、アパートなんかでもあいてしまうと、負担金というやつはなかなか回収ができなくなっちゃう。今の経済だと自動車産業が大分だめになって、アパートやそういうのもどんどんとあいてきます。そうすると、先にもらっておかないと、その分がとまってしまうと思うんだ。今、五明なんかは、かなりアパートがあくようになっちゃったみたい。そういうことも含めて、負担金は負担金、使用料は使用料というふうにやっていただいた方がいいなあと思うんで、それはそれなりに考えてやっていただきたい。

次に定額給付金についてだけれども、国の方は来年の1月ぐらいに国会をして、第2次補正予算を組んで、その中でみんなに分けると。1人当たり1万2,000円かね。高齢者と18歳以下については8,000円プラスというふうになるけれども、こういうのを含めて、今は経済がこういうふうが悪いから、できたら正月に子供さんのおもちゃか何か買えるような小遣いぐらいやれるように、市が暫定予算を組んでやる方法というのはないものか、あるものか。それは市長のあれだから、市長がやると言えばできるんだから。議会は賛成しますから。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この定額給付金の問題につきましては話題が先行いたしておりまして、まだ基本的な実施計画に対する細則が決まっているわけではございません。今議員が御指摘のとおり、これはおくれにおくれて、来年の1月という形で通常国会の中でこの制度が予算として提出され、それが確認されていくというふうに思っております。そうした中で、さまざまなことについて細則が決まってあるわけではございませんで、結論からいいますと、市といたしましては12月にさかのぼって前倒しをしていくということではできません。それだけ御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） できんということはよくわかるんだけど、そういうのも含めて、市長は全国の市長会にもよく出られるから、今、大体市町村は1,800近くあるわけだけれど

も、各市町村に10億ずつやれば、市が使える方法もあるし、この2兆円を充てることによって、新聞なんか見ておると経費が1,600億円かかるというふうだから、そうすると、10億ずつ分けても10億8,000万もらえる計算になるから、今度市長も市長の会合があったときに、こういうのはどうだというふうに含めてやっていただければいいなあと思うので、答えはなかなか難しいので、これで一般質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 12時になりましたので、午後1時まで休憩といたします。開会は午後1時といたします。

~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、子育て支援対策の中で、初めに5歳児健診の推進についてお伺いをいたします。

現行の乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、各市町村が乳幼児に対して行っています。現在弥富市では、4ヵ月、1歳6ヵ月、3歳児となっており、その後は就学児健診となっています。現行の3歳児から就学児健診までの期間の開き過ぎについては、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っていると思います。発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などを総称して呼称したもので、平成17年4月に施行された発達障害者支援法に伴い、ようやく社会でも認識され始めたところでございます。また、こうした子供のいる保護者がまとまり、「発達支援ひろがりネット」を組織し、多くの皆さんにその存在を理解してもらい、同時にさまざまな課題の解決に向けて、力を合わせて取り組んでいってまいります。

国でも、この法律が施行されたことに伴い、厚生労働省の中に発達障害対策戦略推進本部が設置され、さまざまな角度から総合的な検討を開始しています。専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は1歳半健診で見つかり、中程度の児童は3歳半健診で見つかるそうです。いわゆる広汎性発達障害は5歳くらいになって見つかることが多いということです。しかし問題は、この5歳児健診を取り入れている自治体が少ないため、この段階での発達障害の児童を見つけることが難しい点でございます。残念ながら、本市も現在、5歳児健診は取り入れておりません。早期発見・早期対応は発達障害対策の基本と言われております。また、就学前に発見されても、親がその事実を受け入れるのには時間がかかり、適切な対応・対策を講じることなく子供の就学を迎えることになるため、状況を悪化させてしまうという現状

がございます。

発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して早期発見のために必要な措置を講じることと定めています。この法施行に伴い、模範的な取り組みとして、鳥取県、栃木県が全国に先駆け、県内の全市町村が5歳児健診を実施しています。厚生労働省による平成18年度の研究報告によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診では何ら発達上の問題はないとされ、指摘はされていませんでした。つまり、現行の健康体制では十分に対応できていないとしているのです。また、健診の内容については違いがあるものの、熊本県、香川県、長野県、静岡県といった一部の市町村でも本格的に導入を始め、5歳児健診に取り組んでいる自治体もあります。そこで、本市におきましても、早期発見で適切な支援を一日でも早く受けられるよう、5歳児健診を導入し、推進していただきたいと思いますが、まず本市における5歳児健診の必要性と取り組みについてのお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをさせていただきます。

現在行っています3歳児健診におきまして、専門のスタッフにより障害の兆候をできるだけ見逃さないよう注意を払い、発達障害の発見に努めています。その後の発見につきましては、保育所での日常生活や集団行動で初めて気づく点など、気になる子供については保育士により保護者にその様子を伝え、保育士の気づいた点を意識していただくようにしております。5歳児健診につきましては現在のところ考えておりませんので、御理解願います。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 早速、考えてないという御答弁でございましたけれども、それでは現行の3歳児健診の内容を詳しくお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

3歳児健診の内容についてでございますが、心身発育及び精神発達の面からも重要な時期にある3歳児に対し、医師、歯科医師による総合的な健康診査を実施し、幼児の健全な発達のための指導・相談を行っています。スタッフとしましては、医師、歯科医師、臨床発達心理士などの専門の有資格者で行っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） それでは、3歳児健診で発達障害が発見された場合、そういう方たちの保護者、また家族などへの御指導はどのようにされているのでしょうか。また、その指導機関なども含めてお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをいたします。

3歳児健診において支援が必要と思われる子供に対し、保健師、保育士、臨床発達心理士をスタッフとした健診事後教室、わいわい教室と呼んでおりますが、それを1グループ半年で12回実施をしております。これにより、子供の発育・発達を確認し、問題点の変化を掌握するとともに、個々に合わせた育児支援を行っています。その後、支援が必要と判断されるケースは、健診事後教室の延長や保健師による家庭訪問、また、保育士やのびのび園との連携のもと、のびのび園での指導や適応訓練を受けていただいております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 5歳ぐらいになって見つかることが多いと言われている。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、広汎性発達障害などのように現行の健診では発見が困難な点もあることから、必要性を重視して質問させていただいたわけですが、今のところ5歳児健診は考えていないということでございます。そうであれば、現行の3歳児健診については、さらに充実・工夫が必要ではないでしょうか。専門医の確保、また保育士の不足等の問題もあるかと思いますが、保健センターの内容充実を初めとして、今後ぜひとも5歳児健診を取り入れていただいて、早期発見・早期支援の推進をしていただきたいと強くお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

2点目の質問は、午前中、安井議員の方からも質問をされておりましたけれども、私も提案させていただきたいこともありますし、もう一息、力強い御答弁をお願いしたいものですから、同じ質問をさせていただきます。妊婦健診の完全無料化と産後健診の取り組みについてお伺いをいたします。

本年10月30日に政府が決定した新経済対策に、妊婦健診の無料化推進が盛り込まれました。妊婦健診は、母体と胎児の状況を把握する大事な健診であり、妊娠、そして出産のためには欠かせないものであります。昨年、厚生労働省は、無事に産出できるためには14回程度の健診が望ましいとした上で、妊婦健診の5回程度の公費負担を原則とするよう通知を出されたことを受けまして、全国的に妊婦健診の公費負担が大幅に拡大をされています。平成20年現在、全国都道府県では妊婦健診への公費負担5回以上が80%強に達したとあります。また、愛知県の公費負担平均回数は7.2回へと大幅に拡大をされ、既に14回の助成は七つの市町村が実施をしています。

本市においても、2回の公費負担が平成19年より5回に拡大をされ、さらに市長の御決断で来年度からは県の平均7回へと拡大されることになり、弥富住民の皆さんからも喜びの声をお聞きしております。しかし、健診に必要な費用が、お話しございましたが、1回5,000円から1万円と経済的負担も大きいために、すべての健診を受けることなく出産に至るとい

うケースも少なくありません。また、本市は現在、乳児健診には2回の助成をされておりますが、産後健診への助成はされておられません。産後健診も、ぜひ1回、ないし2回は実施をしていただきたいと強くお願いをするところでございます。例えば大府市などでは、昨年4月から妊婦健診の14回無料に加え、産後健診1回と乳児健診2回も無料で受けられ、経済的な心配をすることなく、これだったら2人目、3人目も考えようかと大変に喜ばれているということでございます。

午前中の御答弁では、財政措置の問題もあり、国の動向を見きわめながら検討をしていくという市側の御答弁ではございましたが、国の動きに合わせて検討をしていかれるのであれば、完全無料化になるまでの時期だけでも、本市においては第2子、あるいは第3子を出産される妊婦さんへの健診を14回無料にしてはどうか。先駆を切って弥富市独自の手厚い支援を提案いたしますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

私どもといたしましては、来年の4月から、5回から7回という形で妊婦健診を受けていただくということでございます。今、国の施策の中で少子・高齢化に対して、特に少子という中で、妊婦健診もあわせて、先ほども御答弁させていただきましたけれども、第2次補正予算の枠の中でこのことが盛り込まれているわけでございます。それが通常国会で補正という形で認められて、そういった中で確認次第、いろんなことにつきましては考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 市長、申しわけございません。今、第2子、第3子ということで、弥富市独自の考え方を私はお聞きしたものですから、それに関してはいかがお考えでしょうか、よろしくお願ひいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） さまざまな形で、今、子育て支援ということをさせていただいておるわけでございます。全体の子育て支援の枠の中でこのことも一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

本年8月22日、舛添厚生労働大臣は、お金のことを全く心配しないで健診も受けられ、分娩費用も出る対策の検討を開始したいと発表されました。ただいま御検討いただくということでございましたけれども、第2子、第3子出産のための妊婦健診への対策を少子化対策の一環としてぜひとも考えていただきたいと思います。既に無料化を実施している市町村もあ



るわけですから、本市も安心して子供を産み、また育てられる環境づくりのためにも、妊婦健診の無料化、また産後健診への助成も含めて、早期実現に向け御検討いただきますよう強く要望をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。よろしくお願いをいたします。

通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。最初に、伊勢湾台風関連の質問でございます。

来年は、伊勢湾台風から50年という節目に当たるわけございまして、本年度は犠牲になられた方々の供養をなされたわけでございます。その伊勢湾台風が旧弥富町・十四山村にもたらした被害は大変なものでありました。死者の数、また負傷者の数、いろんな意味におきまして戦後三大台風とも呼ばれる台風でありました。また、この台風によって、国家レベルで災害対策基本法というものが設立されるようになったわけであります。この伊勢湾台風がもたらした被害、50年目の節目として、弥富市は来年どのような計画をもって風化しつつあるこの台風を次の世代に啓発していくか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、昭和34年の伊勢湾台風は、死者・行方不明者が5,000人を超える未曾有の災害となりました。弥富市でも358人のとうとい命が亡くなっており、私ども終生忘れることのできないつらい思い出として、今も脳裏に焼きついております。

しかしながら、世代も交代され、この伊勢湾台風を知らない市民の方が多くなり、次第に忘れ去られようとしています。私たちは、二度と悲惨な災害を繰り返さないよう、台風や地震などの自然災害の恐ろしさを機会あるごとに訴えていかなければならないと考えております。ことしの9月26日には、遺族会主催の伊勢湾台風殉難者50回忌慰霊法要がとり行われました。遺族会解散に伴う50年という区切りの年でもあり、今後は西末広にあります伊勢湾台風殉難之塔を保存し、弥富市で管理してまいります。伊勢湾台風の犠牲となられた方々への哀悼の意を表するとともに、復興と防災対策に御尽力いただいた先人に感謝の意を表し、この地域を一層災害に強い地域にするため、未来に向けて力強く歩む決意を内外に発信する事業を展開していきたいと考えております。

来年は、伊勢湾台風から50年を迎え、現在、愛知県との調整の中で木曾川グランドを会場とした愛知県総合防災訓練を6月に実施することが内定しております。この訓練は、例年、愛西市で実施されております海部地方総合防災訓練を兼ねるものであります。さらに、弥富市におきましては従来コミュニティー単位で実施しておりました防災訓練にかえ、市主催の弥富市総合防災訓練を9月に実施する予定であります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高次君） 今、課長の方から、来年の節目に当たって県と調整して、木曾川において訓練をなさるといふ話でありました。訓練は、常日ごろから重ねてしておるわけでありまして、50年の節目として、50年にふさわしい訓練になることを期待しております。

また、ハードの面ではそういう訓練でいいかもしれませんが、今、我々が農政課を通じて、当時のことをどのように啓発しておるかということで、34年の県政ニュースというDVDをお借りして、1時間物でありますけれども、皆に見ていただいて、当時のことを思い浮かべておるわけでありまして、また40年の節目では、木曾三川工事事務所が当時の記録をこういった冊子にして配ってみえるわけでありまして、そういう形で、ハードじゃなくて、何かソフトの面で後世に啓発していったらどうかと思うわけでありまして、また、市内の各所に海拔ゼロメートルという標識があるわけですが、水が来たらここまでだよという話はよく聞くわけですが、満潮のときにそこから上に行くという常識というか、経験のない者にとっては、水はここまで来る、しかし満潮はこれから上へ行くという判断が甘いわけでありまして、そういったことも訓練の中で教えていく必要性があったり、またソフトの面で次の世代に教えていくという必要性があると思います。訓練は訓練で結構でありまして、もし災害が来たときに、しまったということのない訓練を行っていただく必要性と、それからソフトの面で、こういった冊子にして具体的に残す方法はないか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げますけれども、私どもの役割といたしましては、防災訓練という形で、従来、海部の方で開催しておりましたものと県の方が一緒になってできないかということで、それを来年の6月7日に内定させていただいております。

あと関係する市町村が実はございまして、飛鳥さんもいろんな形でそういった記念的なものやっています。あるいは、蟹江町さん等においてもそんなような考え方もあるようでございます。私どもの海部南部、そして近隣の市町村とあわせながら、こういったことにつきまして、今佐藤議員が御指摘のことも踏まえまして、各市町村の考え方もお聞きして、いろんなことを一度精査していきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高次君） ぜひ風化しつつある伊勢湾台風がもたらした被害を、二度とあってはならないという形で後世に啓発を高める活動をしていただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

一覧の方には明記してありませんけれども、三ツ又公園を中心に、NPOを初めとするボランティア等の市民活動に対する支援について市がどのような考えを持ってみえるか、質問をさせていただきます。

実は、私ども地元に来年の3月31日付をもって市に移管されます三ツ又池公園というものが完成するわけでありまして、この完成事業につきましては、前回の議会で答弁がありましたように、26億円という膨大なお金が使われておるわけでありまして、そもそも、この三ツ又池を開発してくださいと申し上げたのは十四山であったと記憶しております。先ほど質問いたしましたように、50年前に伊勢湾台風がもたらした被害によって環境が著しく変わってしまったと。当時、この計画を立てるときには、排水機のポンプ場の前には石けん水の泡だらけで、えらいことが起きちゃったと。何とか伊勢湾台風の前のように、ヨシが生え、ガバが生え、コイが泳ぎ、フナが泳ぎ、カモが来てといった復元ができないものかと、我々は集まって議論をした記憶があります。それが通じたかどうか、当時、何とかこの三ツ又池を災害前の形に復元するという工事が始まったわけでございます。最初は、平成12年に完成するというところをお聞きしておりましたけれども、いろんな事情がありまして、やっと平成20年に完成ということになったわけでございます。

その間、大変な問題が地元で起きたわけでありまして、工事が進むか進まないかわからない状態で、草という問題が起きまして、環境がよくなったのか悪くなったのか全くわからない、けんかの材料をつくり上げちゃったような公園であったわけでございます。その間、説明会を聞いたときに、本当に嫌な思いをして嫌なことを言って、お願いをしてきました。

それで、ことしになりまして完成ということで、名古屋市にあるボランティアがこの池を見に来られたわけでございます。そうしたら、いろんな問題を提案されました。テレビが落ちておる、タイヤが落ちておる、草は生えておる、歩くと草がズボンにつくということで、こんなものは公園じゃないと非常に悪い印象を持って帰られたわけございまして、たまたま今農政課を中心に活動しております農水環という活動母体がありましたので、じゃあ我々でごみを拾おうよ、草を一遍刈ってみようということで、ちょっとした奉仕の心でやってみたら、それなりの成果がことし見られたわけでありまして。

それで、この三ツ又池を、きょうここにパンフレットをいただきましたけれども、本当にすばらしい公園で、このような形の公園になるのであれば、愛知県として弥富市にこれだけの公園があることは自慢ができるということで、非常にありがたいと思うわけでありましてけれども、あくまで三ツ又という点の開発であります。隣には海南こどもの国があります。その海南こどもの国、三ツ又公園を点と点で線で結んで、佐古木駅を中心にして、完成した暁にはウォークラリーとかウォーキングとか、水辺を散策できるような形にしていきたいと今後要望を出していくつもりでおるわけございましてけれども、何せイメージが悪過ぎるということで、地元の人が何とかせないかんということで、自分たちの力でごみを拾い、除草作業をしたわけでございます。

じゃあ継続的にやろうじゃないかといって一部の人たちが今固まりつつある中で、弥富市

はそういったグループに対して、奉仕の心、またボランティアの心がある人たちに対してどのような形で受け入れていただけるか、御質問をいたします。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 今、佐藤議員からお話をいただいたんですが、私ども初めて思っていましたのが、NPOを初めとするボランティアなどの市民活動に対する支援についてということで質問をいただいておりますので、まずそのことからちょっとお話をさせていただこうと思いますので、御理解いただきたいと思います。

弥富市におきましては、第1次総合計画で新たなまちづくりのキーワードに「協働」を用いて、市民参画、協働を促進する施策を総合的に進めることとしており、今後ますます市民の広域活動が広がってくると予想されます。こうした活動が活発かつ多様化していくことは、生き生きとした活力ある地域づくりを推進していく上でますます重要となるため、ボランティアやNPO活動について普及・啓発に努めるとともに、活動に対し、さまざまな支援をしていく必要があると考えます。具体的な支援につきましては今後の検討を要しますが、例えば活動意識の醸成のための意識啓発として、広報・イベントなどのPR活動の推進、活動拠点施設の整備や運営方法の検討、相談窓口の充実、ボランティア・NPO相互ネットワークづくり、ボランティア・NPO情報の収集及び提供などが考えられます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

何せ奉仕活動をした記憶のない我々でございます。いろんな形で今弥富市にはボランティア活動をしてみえる方、NPO、またNPO法人という形で、垣根を越えて、いろんな分野でいろんな形で活動をしてみえる方は大勢見えると思います。この三ツ又池完成に伴って今集まってきておるグループは、到底ボランティアに参加する気持ちのなかった人ですけれども、ことし一年そういった活動をしたことによって手ごたえがあったと受けとめて、今、市の方から快く支援をしておるという言葉をいただきまして、私も「三ツ又、また宝川をきれいにする会」というような形でグループを立ち上げていこうと決意をしております。

また、このパンフレットで見ると、1枚広げてみてサギが写っておって、ツルでなくてよかったなと思っておるわけで、本当にこういう公園であるならば立派な公園ですけれども、草まるけの公園だと、これは本当に「サギ」になっちゃって大変なことになると心しておるわけですが、一生懸命頑張ります。27億の公園です。本当に立派な公園で、今つくってくださいといったら、とてもじゃないけれども予算がつかない公園であります。

一体化を考えてやろうとしておったやさきに、名古屋からボランティアのグループが佐古木駅でおりて、この三ツ又を見に来た人が、「佐藤さん、幾ら何でも佐古木駅はぼっとなん便所ではいかんよ」と。あれは臭くてもたんと、初めて佐古木駅を利用した人が言われたわけ

ですね。我々が、三ツ又、海南こどもの国を一体化して、佐古木駅でたくさんの乗りおりするお客様をつくらうとする考えを持って活動を始めたやさきに、佐古木駅が臭くてもたんとという問題が浮上してきました。やっぱり人が集まることによっていろんな問題が提起されてきます。いろんな議員の方々が、この水洗化に対する問題は一般質問されてみえます。また、その都度、行政の方も答弁してみえますけれども、今どきの時代に近鉄も何を思っているのかわかりませんけれども、また市も何を思ってみえるのかわかりませんけれども、くみ取りの便所はいかがなものかと思うわけでございます。これは質問ではございませんけれども、たまたまこの三ツ又をよくしようと思った名古屋市内の市民のボランティアの方が言われたことですから、今、佐古木駅の便所を水洗にしてくれということは質問しませんけれども、弥富の窓口がということでございまして、どうか前向きに改善されることを願って、またこの三ツ又池が我々も協働の心ですばらしい公園になるように立ち向かっていきますので、よろしくお願いたします。質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 通告に従いまして、2点にわたって質問をさせていただきたいと思えます。

少子・高齢化社会のためにということで消費税が導入されて、今、国民1人当たり年間約10万円の負担がありますし、小泉改革以来の庶民増税や社会保険制度の改悪等がございまして、今では新たに年間13兆円の負担、これもまた1人当たり10万を超える負担であります。仕事的大幅に減り、収入もどんどん減っていく中で、こうした負担がふえることで預貯金のない世帯が25%、4分の1にも及ぶというような状態のもとで、介護保険制度の第4期分、3回目の見直しが準備をされておりますが、まず最初に、国・県等に対して制度の改善を思い切って求めていただきたいということで、これについては市長に直接お尋ねしたいと思えます。

まず介護保険の、特に現在は市としては4期目の事業計画と保険料等についての検討がされておる時期でございますので、主に保険料を中心にして問題点を明らかにしながら、国・県への改善についての御尽力を求める質問をしたいと思えます。

平成12年度に、65歳以上から保険料をいただき、40歳以上の皆さんから負担金を徴収することが制度として発足いたしました。それ以前の弥富市の、これは日本じゅう、ほぼそうだと思いますが、国民健康保険に加入している皆さんの、国民健康保険税とっておりますが実態は社会保険料だとか国民年金がございましたが、医療保険という面で言いますと国民健康保険で、当時、単身の負担の最高が年間53万円、最低は特殊な例を除きまして一般的な負担で1万7,200円でありまして、ほぼ1対31、最高と最低の差というのは31倍でありました。ところが、介護保険制度はその根幹として、最低の負担と最高の負担を1対3の割

合にするという前提で出発いたしました。

本市は、現在、最低の介護保険料の負担が通常は2万1,000円、そして最高の負担が6万3,000円でありまして、本人が無収入で、家族の中に一人でも住民税の均等割がかかる人がいる場合では、65歳以上の人は4万2,000円の介護保険料を負担しなければならないようになっております。また、世帯全員が市民税非課税でありまして、本人の国民年金と厚生年金、あるいはパート等の収入の合計が80万円を超えた場合には3万1,500円で、最高の方の半分を負担しなければならない仕組みになっております。

さらに、税制が改正されたこともございまして、無年金で、パートなどの収入が93万1,000円以上の方は、アパートなどにおりまして、実収入が生活保護基準以下の収入であっても5万2,500円、標準の125%の負担をしなければならない状態となっております。その結果、所得100万円、給与年収では168万円、年金のみで222万円、もちろん単身でございますが、単身の高齢者の場合では、国民健康保険料と介護保険料を合わせた負担は、制度発足前、要するに平成11年に比べて2倍から4倍を超えるものとなっております。

その一方で、所得1,000万円を超える方の負担の増加の割合は1.2倍以内、しかも国民健康保険税や国民年金保険料、介護保険料などを合わせまして社会保険控除が適用されるために、実際には、それに加入していない、あるいは負担をしなかった場合に払わなければならないことになり税金が減額されますので、納付額の約半分が実質的には減額されるという仕組みになっております。

最初に申し上げましたように、本当にこの間の一連の制度は弱者に対してこれでもか、これでもかという負担を求めておりますが、結果として、医療や介護を初めとする給付はどんどん悪くなっていく。また、保険料、利用料を払えない人たちが急増する事態となっております、多くの国民の皆さんが病気や介護が必要になったときにはとても対応できないという悲鳴が寄せられております。

最近の国の一連の制度改革の中で一番弱者に厳しい、しかも従来の国民健康保険制度だとか税法などにありましたように、一定の条件を割り込んだ人たちに対する減額、あるいは免除ということが基本的に考えられない、介護保険の法制度から保険料も全額免除は基本的に認めないとか、あるいは市町村による支援というのは基本的にすべきではないとか、さまざまなかさをはめられておりまして、このことがますます高齢者や社会的弱者の苦しみを増大させております。長く市のこうした事務に携わってきたベテランの幹部の間からも、全く最近こういう制度の中では情がなくなっておると。こんなことをやったらもう成り立たないということが考慮されない仕組みになって、どんどん市民も苦しみ、私たちも大変な思いをしなければならないという声も聞かれる状態になってきております。

そこで、何としても従来の税法、それから国民健康保険法等に貫かれております弱者救済

の立場をしっかりとこの制度の中でも確立させ、国の責任によります保険料・利用料の減額や免除の制度を実現し、憲法に定められた健康で文化的な最低生活の保障ということが貫かれる制度への改善と、介護を必要とする人々が安心できる施設と人材を保障できる確かな仕組み等をされるよう、国に対して市長会や市議会議長会を初めとする地方六団体とも協力しながら、本当にこの制度の抜本的な改正を抜きにして国民の将来の安心はないことを明らかにしながら強く要請をし、その実現のために御尽力いただきたいと思いますが、最初に市長の御見解をお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まず、弥富市の実態ということをご様に御報告申し上げておきたいわけですが、今、介護の方で認定させていただいております要支援、要介護、要介護の場合は5段階、要支援は2段階になっておるわけですが、要支援の方が350名、そして要介護1から5までの方が824人という形で、合計、認定者は1,174名お見えになるわけですが、こういったことに対して、さまざまな介護サービス、あるいは私どもとしても税負担ということをさせていただいておるわけですが、先ほど三宮議員が御指摘のように、小泉内閣の行財政改革の中の骨太の方針というのがあったわけですが、その中で社会保障が毎年2,200億減額されてきたということが非常に大きなツケとして回ってきていることも私は事実だろうというふうに思うわけですが。

そういった中で、私ども弥富市は、これは全体の問題でございますけれども、来年4月1日からの第4期の事業計画はどうあるべきだということにつきまして、介護あるいは福祉という問題につきまして今検討委員会を立ち上げ、策定をさせていただいておる途中でございます。こういったことに対して、最近では介護する人がいないというような状況もありまして、さまざまな現実的な問題をこの第4期の事業計画の中に生かしていきたいというふうに思っております。負担金等の問題につきましては所管の担当の方からお答えを申し上げます。以上です。

12番（三宮十五郎君） そっちは、またお尋ねしますので。

国に対してこの抜本的な改正を、国民健康保険法や税法と比べると、介護保険の法律というのは弱者救済というのが全然なくなっているんですね。それを本当に求めていただきたいし、今市長がおっしゃられた関連することを国にぜひ市長会等を通じてしっかりと御尽力いただきたいということについて市長にお尋ねするんです。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） そういった中には十分現状のものを把握しながら、また要望してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） それでは、市独自の問題について具体的にお尋ねをしたいと思いますが、まず最初に、介護保険制度というのは3年ごとに事業計画も保険料も見直すということでありまして、しかもこの保険料に相当する部分の負担というのは市町村が補てんをしない、皆さんに出していただいた分。したがって、介護保険制度でお金が残る、あるいは足りないというのは、保険料がその3年間の間、高過ぎて徴収されたか、あるいは少な過ぎて徴収されたかということであって、したがって残ったお金というのは、次の3年分の保険料を上げない、あるいは値上げ幅を抑えるために使うべきだという主張をしてまいりましたが、一部は入れられましたが、基本的にそういうものだということは行政側とこれまで一致しておりませんでした。

ところが実際には、けさほど市側に提示させていただきましたが、平成17年12月6日、見直しのときに残っている基金等は次期の収入に組み込んでやるべきだと、厚生労働省の老健局介護保険課から事務連絡として、各都道府県を通じて市町村に行われております。ところが、当時はほぼ保険料等も決めた後だったということもありまして、実際にはほとんどこれは実行に移されないところが多かったわけでありまして、本年の8月20日に再度、第4期介護保険料算定に係る担当者会議資料ということで、厚労省がそれに対する確認の内容を示しておりますが、このことについて現在市の計画の検討の中ではどのように考慮されているか、まず御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

介護保険料は、40歳以上の全国民で構成する社会保障制度として、保険料の割合でございますが、第1号被保険者（65歳以上）の保険料は19%、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料が31%、国の負担金が25%、県・市の負担金がそれぞれ12.5%を基準としてやっております。そこで、現在高齢化が進み、要介護認定者も、先ほど市長が答弁しましたとおり、20年10月に1,174人と年々増加しておる中でサービス給付費も増加が見込まれております。現在の第3期保険料の基準月額が3,500円でございますが、これを上回ることが予想されます。保険料の増額を圧縮するよう基金の取り崩しも視野に入れ、健全な介護保険事業の策定をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私がお尋ねをしたのは、こういう考え方で行政側と私たちは今まで一致していなかったんです。厚生労働省もそうすべきだと。要するに介護保険でお金が残るのは、保険料以外は法律で決められた県や、あるいはさっき言った40歳以上の皆さんの分の負担だとか、市が負担をする分で、これは残らない仕組みになっておるんですね。残った



お金は保険料で賄われておるので、基本的に積立金等の残った分については、次期の収入に組み込んで保険料の値上げを抑える。あるいは、できるなら値下げをしていくというふうに充当すべきだと、厚生労働省もやっと重い腰を上げて通知を出したんですが、この事務連絡や、あるいはことし8月に行われた担当者会議の見解について、市としてはどういうふうにお考えになっておるかということをお尋ねしたのであって、ちょっとその基本のところでもまず最初に御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 先ほどもお答えしたとおり、基金の取り崩しも視野に入れて、全体的に予想のサービスの給付額も算定いたしまして検討して、健全な介護保険事業計画の策定をしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 確かに弥富市の保険料というのはかなり前回上がりましたが、全国平均に比べては安い状態で推移していますよね。ところが、平成19年度末の基金総額は1億2,600万円でございます。1億2,600万というと、大体、当時の年間保険料の3分の1ぐらいの額だというふうに思いますが、そうすると、これを充当すれば1人平均で多分400円を幾らか切る程度、今後3年間の保険料に充当できる程度の額があると。

というのは、今の段階で基金の取り崩しについては1,800万円ほど補正予算で想定していますね。ところが、予算に計上されていない保険料の増収分がほぼそれと等しいぐらいありますので、予算どおりに使われても、なおかつ大体1億2,600万の基金相当のものは繰り越していくというふうにお考えになっておりますか。その辺についてはどのようにお考えになっているか、まずお示してください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

ただいま策定中ございまして、幾ら幾ら取り崩すということまでの検討には至っておりません。ただ、基金を取り崩して、低所得者層に過度の負担にならないような配慮をしていかなければならないと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 考え方の基本は、今、制度からいって、残るお金は保険料しか残らない仕組みになっているということと、もう一つは、御高齢の方ですから、どんどん払った人たちが亡くなっていく、あるいはよそへ転出していくということもありまして、基本的に残さないような運用をするということで、厚労省の通知等も踏まえて対応していただきたいと思っておりますし、既に半田市や阿久比町は、今年度、全部基金を次期計画の歳入に組み入れるということを決定して作業に入っておりますので、このことも含めて申し添えておきたい

と思います。

それから、かねてからこの制度そのものからいって、今の国民健康保険だとか不評を買っております後期高齢者医療制度でも、たしか40倍ぐらいの最低と最高の差がありますが、基本的に3対1だとか、生活保護基準を割り込むような人でも標準の125%を負担しなきゃいかんというような、これについて市独自でできることという、非常に制度の仕組みからいって制限がございますが、今、市側にお渡しいたしました、下関市は所得階層区分を10段階にして、最低0.5倍、最高2.25倍で、国が示した標準は3倍なんです、最低と最高の差を5倍にするということを現実にやっているとか、名古屋市も最高と最低の差が4倍、半田市が現行は3.5倍ぐらいの制度になっておりまして、こうした階層区分によります調整につきましては、厚労省も各市町村の裁定に任せておりますが、そうした全国的に既に実施されている範囲で、こうした区分の変更を行うことによりまして、可能な限り所得の低い人たちの、あまり大きな変更はたしかできないように実際の計算上も見ておりますが、まず一般的な方法として、そういう努力を今期の改正の中でされていく用意やお考えはあるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁を申し上げます。

現制度の中の改正を予定しております。また倍率につきましては、今後、給付等を見込んで検討してまいりたいと思います。ただ、先ほども申し上げましたとおり、低所得者層の人に過度の負担にならないような配慮はしてまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 低所得者の人たちに過度の負担にならないようにと言いますが、制度の仕組みからいって、それを言うことはたやすいんですが、実際やろうと思うと大変な仕組みになっていますよね。したがって、私は最初に市長に、抜本的な、国民健康保険や現在の税制のような、きちんと弱者救済ができる仕組みを伴った法体系や制度に整備をしていただくことを抜きにしては、この問題は解決しないというふうに思っておりますが、それにしても、そういう立場で作業を進めていただくということはいいことですので、積極的に、当然現在の法体系を超えてやれるわけがありませんので法体系の中でやりますが、法体系の中で独自にできることもいろいろあるということを申し上げ、またそういうことも含めて検討していくというふうに理解をして、次の質問に移らせていただきます。

特に市町村と住民との関係でいいますと、最低生活の保障というのは、地方自治体の施策を通じて市民が享受できるものであるというふうに思いますが、これは、この間、議論を続けてまいりました、生活保護基準に食い込むだとか、あるいは等しくて、それを負担すれば生活保護基準を割り込むような条件の人たちに対しては、ほかの制度とあわせまして、保険

料の減額や免除の制度、あるいは利用料の減額や免除の制度について本年度じゅうに検討するということで進めてまいりましたが、特に生活保護と違う支援でありますので、現行の制度の中で活用されている事例等も十分考慮していただいて、今後、減額や免除の制度の御検討に入っていただきたいと思いますが、特に介護保険につきましては、今言ったように大きな弱点を持っておりますが、もう一方で、施設入所の方の費用の負担区分を決めるときに、たしか本人の預貯金が400万を超えるとその適用にはならないんですが、施設入所の場合には400万を下回っているか400万だったか、その範囲の預貯金については、いざというときに病気になったりいろんなことがあれば当然負担が伴いますので、資産の保有ということについてはその程度は認めながら、通常の年金なり、あるいはその他の収入が生活保護基準なり、あるいは一定の基準以下のものについては減額するという制度がありますので、弥富市の保険料の減額や免除の制度につきましては、従来は所得激減ということでありましたが、恒常的に所得が低い人たちへの対応について、恐らく今後の検討の中でどの程度まで認めるかということが大きな課題となりますが、現実にこの制度の中で認められております最小限の人としての尊厳を守るために必要な資産については保有を認めていくという考え方で進めていただきたいと思いますが、その点については現在どのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁を申し上げます。

保険料の減免につきましては、かねてから協議しているところでございますが、住民税、国保税と歩調を合わせ、収入基準を考えた形で結論を導き出してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 再開をしてから1時間ちょっとたちましたので、ここで休憩をとります。2時15分から再開いたします。

~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 法律の範囲でやるということと言うといろんな制約がありますが、しかし市町村が減免制度をつくって一定の対応をすることについては、国はいかんといい対応はしておりませんし、従来議論をされて、実収入に基づいて最低生活に食い込まないか、あるいはそれに近い人たちについて減額や免除ができる仕組みをつくっていくということが

約束されておりますので、それについては、やはりきちんとした基準を設けて、市民がわかりやすい、しかも必要な人が救済される仕組みをきちんとつくっていただくことを強く求め、また先ほども申しあげましたように、そういうお年寄りの人たちがいざというときに、今は病気になるますと、保険の対象にならない部屋代だとか食事代だとか、そういう負担が伴いますので、100万や200万持っていたって、あっという間になくなりますよね。そういう人間としての誇りを守るために持っている最小限の資産については一定額をきちんと認めていくというような方法で対応されることを強く求めて、次の質問に移っていきたいと思います。

この最後に、障害者控除の問題については、今まで市が努力をされて、控除認定証の発行予定者に対しては本年度から通知がされるというふうになりましたが、現在、弥富市の基準は要介護1以上で、要支援の人は対象にしないというふうになっております。ところが、障害者手帳の場合には、例えば親指が1本なくなっても5級の障害者手帳が出ますし、ひざなり足首の関節が1ヵ所、けがや何かで動かないために正座ができないというような状態でも6級の手帳が出て、普通障害の税制上の控除が受けられます。とりわけ、お年寄りに対して税制が変わって、先ほども申しあげましたように、93万1,000円を超えると均等割がかかって、介護保険料を125%負担しなきゃいかんというような過酷な仕組みがあるわけですが、他人の介護を受けなければ日常生活に不自由な人が、少なくとも指1本がなくなっておる人よりも状態が軽いなんていうことはあり得んはずでありますから、介護が必要な状態が続く間は、やはり障害者控除の認定対象者としてやっていただきたいと思いますし、特にこの問題については、どういうふうにするかは市町村の判断に任せると。かつて国税局の方が一定の枠を決めて出したら、それが正しく伝えられなかったり、あるいはそんなことに国税局がかわるような暇も手間もないから、全部これは市町村の責任だというふうになり、その後、国税局の通知が改めて出されております。しかも、厚労省は通常の身体障害者とあまり差のない方法で認定していくというふうに言っておりますので、基本的に要支援を含めた対象者に対する介護認定を出していくことと、それから私がその後いろいろ調べてみましたら、県下で三つの市と町ではもう認定証を初めに発送するという手だてをとっております。皆さん仕事が大変な時期でございますので、なるべく仕事の手間が省ける仕組みをさらに工夫していただいて、あまり職員の方が無理しなくてもいいやり方をとっていただきたいということをあわせて申しあげまして、時間がありませんので次の質問に移らせていただきます。

午前中の質問の中でも、ちょっと私とは立場が違う方でございましたが、県下の市で公営住宅がないのは弥富とあと一つだけだと言われましたが、特に今、弥富だけじゃなくて日本じゅうで格差社会が広がる中で、例えば先日も私の知り合いの障害者お2人と、それからお年寄りの方で、老齢年金をもらっていて、息子さんが派遣で働いていて、年金をもらっている方が亡くなって、今、6万円近い家賃のところに住んでおるわけでございますが、派遣で

2人の障害者、亡くなった人の奥さんと、それから娘さんを抱えてというような人たちが、今の家賃が払い切れない。じゃあ、かわって行けるところがあるかといったらそういうところもないとか、先日、母子家庭の方が、何としてもいろんな事情があってそこをかわりたいということで相談に乗ったんですが、おふるにスギナが生えてくるような状態の中に住んでいるとか、もう一方で、そういうところに比べるともっとましな1階建てや2階建てのアパートがありますが、採算が合わんから、今おる人が出たらもうつぶすつもりだということで、つぶすまで何とか入れてもらえんかといって頼んだら、入れるとまた断り切れんようになるもんで、もうつぶすということを決めた以上はだれも入れないということで、本当に収入の低い人たちが住居に窮しておるような状態が広がっております。

さらにこの問題は、そのこの最後の方にも質問の要旨として入れておきましたが、そういう人たちが住んでいる多くの住宅が、大きい地震があったらつぶれる心配があるようなうちが多いですね。阪神大震災で亡くなった方の最大の原因は圧死ですね。そういう大きい地震のときにつぶれて亡くなった人が一番多かったわけですが、その次に大きな問題になったのは、復旧過程で、つぶれたうちなんかに通電することによる火災ですね。火災は死の直後じゃないんですね。後で、ガスや電気の復旧の中であちこちで火災が起こっていますよね。そういうことを考えたら、地域防災という点でも、3万円だとか4万円程度の家賃で入れるようなところというのは、やはりこのまま放置できない状態のところだと思うんですね。その手だてをとろうと思うと、そういうところに住んでいる人たちが住みかえのできるようなところをつくらない限り、安心・安全な弥富市というのは私はできないのではないかというふうに思いますが、まず弥富にそういう住宅困窮者の皆さんがおること、それからそういう人たちへの手だてというのは、その人たちの命と安全を守ると同時に、地域防災の上でも欠かせない課題だと思いますが、市側はこの問題についてどのような御認識を持っているか、御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただくわけですが、大変厳しい時代が続いておるわけですが、特にこの後半におきましては、世界的な同時不況という中で年末年始を迎えておるわけですが、大変厳しい状況でございます。特にそういった中で、高齢者の方だとか、あるいは生活弱者と言われる方々に対して、少しでも安心して暮らしていただける諸施策を私ども行政としてはとっていかねばならないことは重々理解をしているつもりでございます。そうした中で、障害者自立支援法に基づいて各種の行政サービスも含めてやらせていただいております。また、市単独の施策といたしましても、心身障害者の扶助料だとか、障害者給付金の支給であるとか、あるいは心身障害者の福祉タクシーだとか、今、弥富市は母子家庭が245世帯あるわけござ

いますけれども、こういった家庭に対してもさまざまな形で御支援をさせていただいている状況でございます。そうした中で、事務的な経費というのがますます今後増大をしていく状況にあるわけでございます。こういったことも現状の認識として、皆様にも御理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

議員御質問の公営住宅の件でございますけれども、この問題につきましては、以前から私どもの考え方をお話しさせていただいておるわけでございますが、基本的には民間アパートの活用をお願いしていきたいということと同時に、県に対しても、こういったことについての要望は常に働きかけておるわけでございます。県には、母子家庭であるとか、あるいは高齢者世帯、障害者世帯等を対象にした福祉向けの県営住宅があるわけでございますが、そういったことに対しても、我々としてもあっせんする努力をしていきたいというふうに思っております。いろんな形であるわけでございますが、財政状況も大変厳しいわけでございます。しっかりとした義務的経費を御負担させていただくということを前提に、公営住宅については現状のところは考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 従来、弥富町・市時代を通じてそうではありますが、公営住宅については考えていないというのが行政の一貫した立場でありました。しかし、これはそういうことで済まされるたぐいの問題ではないということについてちょっと御理解いただきたいと思いますが、公営住宅法の3条では、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和する必要があると認めるときは公営住宅の供給を行わなければならないというふうに定めて、国と都道府県の援助を定めております。

同時に、計画的な整備ということで第6条で、これは18年度以降に定められた法律だと思っておりますが、公営住宅の整備は住生活基本法第17条第1項に規定する都道府県計画に基づいて行わなければならないということで、こういう計画も今は持っていないんです、我がまちも。愛知県もこの地域については持っていないという状態で、法律で規定された市町村の責任を果たしていないという問題が一つと、それからもう一つは、国の住宅施策で言いますと、このたび景気対策で600万円を限度に住宅取得減税を認めるというんですが、600万の減税なんていったら1億近く借りなければ成り立たないような額で、そういう力量のある人は支援が受けられると。だから住宅減税は、私が知り得る限り、かつて多分450万ぐらいまで行ったことがあって、今は160万ぐらいですね、限度が。これをまた600万に改めるというふうに言っておるんですが、そういう一般法で対応できる分は一定の条件のある方に限られますが、公営住宅制度の原則対象にするべき人ということと言いますと、4人家族で年収が450万円以下、それから高齢者や障害者のおる世帯では530万円以下というふうになっておって、だから減税を受けられる人たちはそういう減税で対応する。そうでない人については公営住宅

法で対応するというものでありまして、この制度がないということは、そういう住宅の支援が弥富に住んでいる所得の低い人たちは受けられないということであって、法のもとの平等そのものが守られていないし、このことについて行政が責任を果たすということがされていないことがずうっと続いてきた。さまざまなことを財政的に厳しいというふうに出てきたんです。

たまたま今回合併をして市になったこと、それから十四山村が比較的財政状況もよかったこと、臨海部に工場が張りついてきて税収がふえてきたとかいう中で、インターネットでも公開されておりますが、弥富市の財政状況で言いますと、人口5万以下の市で就労人口の割合、サービス業だとか、そういうことで幾つかの類型に分けてありますが、その中で弥富と同じタイプの団体だというふうに総務省がしておるところが、全国で132市あるんですね。その中で財政力指数も1番、借金が少ないことも1番だとか、将来を含んだ財政の指標でいうともうほとんどトップになっていて、そういう言いわけはもう通らないところへ弥富市の場合は来ておると思うんですね。考えたら、一つは、今市長おっしゃられた民間住宅を活用するにしたって、今では借り上げ公営住宅という制度もありますし、弥富の場合、住宅が足りなくてというんじゃないんですね。一定の条件の人たちが、収入が低いためにそこそこの住宅に入れないということが今は最大の問題であって、住宅が足りないから県営住宅を誘致するとか、あるいは市営住宅をつくるというよりは、今ある資産を利用するという方向での検討が私は一番いいんじゃないかと思います。

それにしたって、市がそういう選択をする。しかも、その場合に家賃を、例えば名古屋の場合で言いますと、以前の弥富の町営住宅みたいなところを名古屋はほとんど今建て直したんですが、大体五、六階の中層で家賃が6万くらいですよ。そこが母子家庭ですと2万円に入れるわけですね。そういう基準額を超えて減額したのに対して、一定の期間ですが、その45%の半分を国が負担すると。交付金です。交付税じゃありませんからね。こういう制度もありますから、本当に市町村がやらないと条件の悪い人たちは行政の支援が受けられない仕組みになっておりますので、そういうものとしても本当にどういうことが今弥富でできるか、何が市の負担を少なくしながら効果が得られるかということを含めて、これは防災上の立場からも、それからそういう人たちに対する支援という立場からもありますし、打ち合わせのときに民生部長といろいろお話をしておりましたら、できれば家賃補助ぐらいで、そんな公営住宅なんていうのはとても今は考えられないわなあといって、最後は、住宅ですから民生部の所管ではなくて、これは開発部の方できちんと質問をしてもらった方がいいかなあというお話もいただいたんですが、要するに本当に放置できない問題として、本格的に検討に入っていただく必要がある問題だというふうに思いますが、改めてもう一度、そういうことを踏まえた御答弁をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大変勉強不足で申しわけございませんが、私も公営住宅法ということについては正しく認識していないことがあるわけですが、先ほども議員からさまざまな形で弥富市の存在というお話をいただくわけですが、まだまだ一時的な財政力でございまして、やはり継続的な形、次の10年、20年という形の中で力をつけていかなきゃいけないというような状況だと思っております。決して財政的に豊かだというふうには私は理解しておりません。次の段階でやらなきゃならない問題が山積しておるわけですが、そういった中で、現状としては義務的な問題につきましてはさまざまな形で実施させていただいておるということをまず御理解賜りたい。そして、次の段階に何をなすべきかということにつきましては、さまざまな税収、あるいは財政力という形の中で検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今の財政状態が、例えば不交付団体になったということについても、もともと以前の基準で不交付団体になったんじゃなくて、国の方が基準を下げて不交付団体につくり上げられたというか、国が交付税を出さない仕組みをどんどん強めてきた中でですよね。しかも、そこで問題は、さっきも申し上げましたが、本当に仕事が減る。高齢化で、介護や医療が必要な人たちが対応できないような状態がどんどんどんどんつくられていく。しかもその一方で、消費税は今国民1人平均10万円の負担がのしかかり、小泉改革以後、また年間13兆円の社会保険料や税の負担が庶民に重くのしかかっているもとの、本当にもう今のところに住めなくなる。例えば御夫婦で暮らしている人が、一方が亡くなって年金がなくなったら、もうそこに住むことができない。かわっていくうちがないという状態の中で、今おっしゃられたように母子家庭なんかは県営住宅へと言うんですが、県営住宅も、私は障害者の方の相談に乗ったんですが、なかなかなくて、結局、たまたまその人は重い障害だったけれども、職場でのけがが原因でしたから、公団住宅へ入る方法で、県営も市営も当たったんですが、なかなかないんです、はっきり言って。今、弥富が132の市の中で、たまたま飛鳥や豊田のようなずば抜けたところがないグループですから1番だと思んですが、そうはいっても、少なくとも132ある市のトップだというようなところで財政力がないからやれないなんて言ったら、これはどこもやれないですよね。

それから、最初にもうおっしゃられたように、愛知県の中で2市だけだと、公営住宅がないところは。これもまた大変な問題でありまして、生きるか死ぬか、本当に住み続けることができるかどうか。健康で文化的な最低生活の保障というのは、衣食住が調って初めてできることではありますが、その土台の住が、所得の低い人たちは現在のこの弥富市の状態では支援が受けられないというのは極めて憂慮すべきことで、これは放置できない問題としてどう



いう対応をしていくかということ、市としては、もっと余裕ができれば考えますじゃなくて、今すぐお考えいただかないといかん問題ではないかというふうに思いますが、ちょっとその辺を、くどいようですがもう一度お伺いして私の質問とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど来からお話をさせていただいておるわけですが、現状として、公営住宅単独の問題につきましては、民間のアパートを御利用いただきたい、あるいは県の施設を御利用いただきたいという答弁をさせていただいており、それが不必要ということを行っているわけではございません。その辺も御理解をいただきたいと思います。

衣食住の「衣」は衣料の「衣」でございます。また「食」につきましては、さまざまな形で宅配サービス、あるいはひとり住まいの方に対するふれあい昼食会等も含めて、食に対する御支援等も申し上げておるわけでございます。そのほか、民生以外のさまざまな教育の分野、あるいは基盤整備の分野、やることが山積しておるわけでございます。そうした中でしっかりとした優先順位を決めていき、その緊急性と計画性に基づいて諸般の事業を遂行していきたいというふうに思っておりますので、またその辺も御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、発想の転換による画期的・効果的・市民本位の行政運営への提言、そしてまた行政運営のかなめである、特に幹部の部長職の皆さん方に私の考え方をきちっとひとつ受けとめていただきたいということで質問をさせていただきたいと思います。

世の中の動きは、予想以上にどんどんと変化をしていっております。今は、その変化への的確な対応能力が求められているのであります。しかし、きょうの一般質問でいろいろ出てきたように、今の行政が受けとめなきゃならんいろいろな課題というのは多種にわたって、大変な時代でもあります。しかし、そういう中で私がいつも考えておりますことは、政治は社会を動かす力であるということです。常に政治には夢と希望がなければならない。けちにはなるな。ただし、無駄とぜいたくは厳しく戒めよ。そして、言いわけは無能者の泣き言だと。理屈を述べる前に、きちっと知恵を出して実行することだ。実行のないものは事を論ずるべからずと、こういうのが私の政治に対する考え方の一つであります。

そこで、きょうはいろいろな問題、例えば社会的弱者の人たちにどう政治の光を当てていくかという問題もたくさん指摘されております。私は、そういう中でスピードを持って対応しなければならない当面する課題と、将来展望の上に立って今対応することが重要であると考えられる課題とがありますが、今回は、時代の変遷への的確な対応を考え、そして知

恵を出してもらいたい、アイデアを出してもらいたい、発想を転換してもらいたいという点で、幾つかの問題がありますが、3月議会で質問したもののおさらいを含めて、きょうは質問をしたいと思います。

世間では、役所仕事というと、いい意味にとるよりも、むしろ悪い意味の表現に使われることが多いのであります。それは、公務員はかたいという意味と、反面、融通がきかないとか、変化への対応が遅いとか、また困難な仕事は避けたり先送りしたり、あっちの課だとかこっちの課だとかたらい回しにしたりして、なかなか事が成就しないと。世の中の変化への対応ができないと、市民サービスも悪い意味にとられていることが多くあるのであります。きょうのいろいろな質問の中にもありましたように、国の課題と県の課題、あるいはまた一番末端の地方自治体、何かなすり合いの問題もたくさん出てきておるようでありましたが、そうした中で私は、弥富市としてどうあるべきかということをしかりとみんなで知恵を出し合ってもらいたいと思うのであります。

特に服部市長が就任以来、いろいろお役所仕事と言われてきた悪い内容が徐々に変わりつつはありますし、またいろいろな課題や内容が明確に示されるようになって、市民の中にも関心が寄せられ、期待もされているようであります。しかし、市長がかわっても、直接行政運営のかなめである幹部職員の発想、行動、対応が変わらなければ、やっぱり結果は出ませんし、効果も出てこないと思うわけであります。そこで、きょうはそういう幹部職員のそれぞれ部長たちに、私が3月議会で質問をしてきたものを中心にひとつ尋ねていきたいと思えます。たくさんありますけれども、きょうは絞っていきます。

まず、発想の転換ということはどういうことかということ。規則や規定や過去の習慣等のみこだわって対処する考え方から脱皮して、多角的に知恵を出し、アイデアを出し、実現可能となるように取り組む姿勢が発想の転換であります。また、ナンバーワンよりオンリーワンということを常に考えて、他のまちではこうやっているとか、他のまちではやっていないからといって、まねをしたり、横並びにするような比較する考え方から、自分たちのまちの特性をよく考えて、現在より将来どのように前進するかを見きわめた独創的なまちづくり、行政運営をひとつしかりと考えてもらいたいと思えます。そして、それぞれの問題についても、他との比較よりも、そのもの自身の努力の効果がどのようにあらわれてきたかということと比較するようにしかりと考えてもらいたいということを最初に申し上げておきたいと思うのであります。

今、いろいろの課題がありますけれども、特に3月議会で質問したのは、農家負担を軽減するために土地改良事業を市の直轄事業として進めるために、それぞれの土地改良団体の事務局を市長直属の開発部に編入して、農家の経費負担を軽減するように提言、質問をしてまいりました。最初に、その後の経過はどのようになっているのか、開発部長にひとつ尋ねた

いと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの佐藤議員の御質問でございますが、3月議会以降、どのようなになっておるかということでございます。

これは、3月議会のときに私ども市長の方から、市の直轄化はあり得ないというようなことで御回答をさせていただいておるわけでございますが、やはり土地改良の基本的な原則は、私が言うまでもなく、佐藤議員の方がよく御承知のはずでございます。農家の集まりの中において農家の意思によってつくられた土地改良区でございまして、そうした中で、今、農地の保全、あるいは農地の形成、農家の私的財産であります農地の維持管理等々いろいろあるわけでございますが、個人負担の面も当然その中には出てまいります、今現時点では、そういった土地改良の直轄化は非常に困難かと思えます。

ただし、土地改良につきましては、この2月、実は十四山地区におきまして、六箇用悪水土地改良区、それから神場用悪水土地改良区が十四山土地改良区に編入合併をいたしております。他にも土地改良区については広域的なものもございますし、中には、御承知のように、これで三つの単独の市内の土地改良区があるわけでございますが、市といたしましても、こういった土地改良区の取り扱いにつきましては、関係機関と協議をしてみたいというふうに思っております。土地改良事業につきましては、現在、さまざまな農地に対する助成制度等があるわけでございますが、これを活用して今後とも進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 今まで土地改良団体は聖域であるかのように考えられてきたのであります。そのために、土地改良団体そのものについては、事業費についても、予算についても、負担金についても、ほとんど慎重な審議をしたり反対したりすることもなく、成り行き任せに終始してきたというのが大勢でありました。農業者は、土地改良からと言われると小言も反対もできずに、金も出さなきゃならないし、動員にも応じなければならないという習慣が長く続いてきました。

しかし、そのような時代は過去のこと、これからは物心両面の農家負担を軽減することであると私は思っております。土地改良団体というのは日本特有のものでもあるわけですが、農地の圃場を整備するような事業は今まで行われてきたわけですが、これは当然、原則、受益者負担も必要でありますけれども、今では農地の圃場整備事業はほとんど終了しております。一般農業土木に関することは農家だけのことではなく、公共性の多い事業であり、市の直轄事業として整備していくことが当然であるものもたくさんあると私は考えております。排水機の問題、排水路の問題、あるいは道路の問題、こういう農業土木に関

するものは、ほとんど市が直轄事業としてやってしかるべきものであると私は考えておりません。

そして、営農に関することは、本来からいけば農業団体であるＪＡが中心となって進めていく時代であると思うのであります。そのために必要な経費等については市が一部財政援助をしていくという考え方が、農家を育ててゆく筋道であるとは私は考えるのです。そうした点ではＪＡとも調整すべきです。

今、土地改良団体で農業者負担を軽減しなければならないのは経常経費、すなわち人件費であるわけです。今、弥富でも３団体の土地改良団体があるわけですが、このそれぞれの土地改良団体に、今回、事務所費、あるいは人件費等の経常経費に対する市の補助金ということで、19年度の決算では１団体650万円の３団体で1,950万円が決算で出てきておるわけでありまして。その他、土地改良事業に対する市の負担というのは、また膨大なものであるわけですね。そういうことを考えていくと、もう市が直轄でやるのは当然のことであると。農業者の経常経費を軽減させるということは、これからの時代の大事な発想の転換だと私は思うわけでありまして。そこで、土地改良事業費の受益者負担、農家負担は現在平均どのくらいあるのか、調査をされた結果があれば聞かせていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 佐藤議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。その前に、ちょっと質問の中で「聖域」だとか「成り行き任せ」というようなお言葉をいただいたものですから、これ現実問題として、私どもはそういった成り行き任せで事務をとっていることは全くございません。土地改良につきましても、事業、予算、負担金等については総代会の議を経てやっておりますし、私どもも要綱の中でこういったものについては、長、幹部と打ち合わせをさせていただいて、必要なものについては審議をさせていただくという姿勢でやっておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの物心両面で市が直轄でやった方がいいという佐藤議員の意見については意見として承っておきたいと思いますが、これも農協と同様でして、土地改良も農協も農家の意思によって設立された団体であるということでございます。そしてＪＡにつきましても、やはり営農関係については営利目的の中で運営がなされて、少しでも農家の軽減負担について自助努力をしていただくということになってこようかと思うわけですが、土地改良についてはそういった目的はございません。そういった御理解の上でひとつお願いがしたいと思うわけですが、土地改良区の経常賦課金でございますが、３土地改良区でございます。この中で、10アール当たりの平均で7,414円でございます。これが今の田んぼだけの平均でございますが、こういった平均が調査した結果の経常賦課金の数字でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 役員会で諮ってということだけれども、今どこの土地改良区でも、大体役員会でこうだといって方針が出たら、ほとんど組合員はみんなそれに追従をしていくというのは論ずるまでもないことだと思っておるんです。土地改良は、例えば市に、あるいは県に補助金をもらうことだけを一生懸命やっておるというのも現実であるわけです。この10アールで7,414円というのは田だけですけれども、これは米の換算からいくとかなり大きな負担だと思っんです。しかも、これがどういう負担であるのか、例えば経常経費の負担というように考えればいいのか、あるいは事業費の一部負担のものもあるのか、その点をもう少し、この7,414円の内容をちょっと聞かせていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 先ほど申しました7,414円につきましては、これは経常経費の賦課金でございます。事業による負担金等には含まれてございません。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 経常経費、これは10アールということだから1反だと思っますが、7,414円の経常経費というのはかなりの負担だと思っんです。しかも、人件費の中には、この前も申し上げましたように、退職積立金という形で退職金の積み立てもやらなきゃいかん。そういういろいろなものを考えていくと、この7,414円というのはかなり農家にとっては負担の高いものです。しかも、それぞれの団体が、それぞれの人員を確保しておるわけです。市の直轄事業で、こうした、今私が申し上げましたような農業土木の関係の事業をやれば、もっと少人数でもやれると思っますし、まさに無駄を省くこともできて、農家負担も軽減ができると思っるわけでありまっますが、もう一度そういう点について、開発部長にきちっと比較をした結果を聞かせていただきたいと思っます。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 今の経常賦課金とそれの比較をとということでございまっますが、これは私個人の考えでございまっますが、今現在としては、佐藤議員が言われたように、市内には3土地改良区がございまっす。これにつきましては、今後の方針としまして、私自身の考えとしまして、一つは佐藤議員の言われるような農家の軽減負担に努めなくてはならない。そういうことにつきましては、やはり事務の一本化といったことも視野に入れて、これはさきの3月議会の中でも若干触れさせていただいたかと思っますが、本年度から私どもと市長・副市長を交えて農政の方と、それから各土地改良区の理事長と事務局というようなところで、こういう論議をする場を年に数回持つということで進めております。そうした中で、農家の負担軽減の問題、それから事務の簡素化の問題だとか、そういうものを一つずつ着実に、私は進めていくべきであり、またそういうふうになりたいというふうにおっっておりますし、そ

ういった点で幹部の方からも御理解をいただいて、そういうふうに今進めておる最中でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） こうした問題についての一つの提言を私はしたわけでありまして。JAなんかは営利団体である。むしろ土地改良団体は営利団体ではないから、私は市がやるべきだというように考えるわけです。道路にしても、あるいは排水機にしても、排水路にしても、これは農家だけのものではなくて、一般の排水路であり排水機であるわけです。

かつては、国や県の補助金で農家負担が非常に高かったわけです。それを、ここ30年ばかりかけて市が多くを持つようになってきましたから、負担がかなり軽減されたと思うんです。軽減されても、なお今、経常経費が7,414円あるということは、やっぱりもっと真剣に考えるべき問題だと思うんです。土地改良の各3団体の人件費、人数から、退職金の積立金から、いろいろきちっと調査をしたら、かなり私は農家負担が軽減されると思っております。今、今後一本化をするということ、あるいはある程度時期が来たら市の直轄事業の中に入れていくようにするというように一遍検討をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） お答えいたしたいと思います。

先ほどは私の個人的意見で申しましたように、やはりいきなり行くということじゃなくして、一つずつ、一つずつ皆さんの御理解のもとに、少しでも農家負担の軽減につながる方向を見出しながら事を進めていきたいというふうに思っておりますので、改めて御理解が賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 最後に聞いておきます。

例えば市の直轄事業に持っていくことにした場合にどんな抵抗があるのか。むしろ私は、土地改良団体と話をしたら、土地改良団体はぜひそうしてもらいたいという意見が出てきてしかるべきだと思うのだが、それがなかなか難しいことであるなら、どんな点が障害になっておるのか、最後に承っておきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） お答えしたいと思います。

障害じゃなくて、確かに今の土地改良事業につきましては、特に市の防災面、農業施設、排水路、排水機というのは依存度が非常に高いものがあるわけですが、こういったものについては、現在と同様なことでやっていきたいというふうに思っておりますが、一つは、ここで支障と申しますか、今現在、私どもの弥富市を問わず全国的なものとして、農業集落のまとまり、連帯感が薄れてきておると。そういった中で再度見直そうということで、

こういった施設についても自分たちの地域の財産だというようなことで、少しでも地域の連帯感を強めていこうということで、前にも御質問がありましたように、農地・水・環境整備の取り組みもしております。一つは、こういった連帯感が薄れておる中で、再度、地域集落のまとまりをとということもございます。

そして、こういった農業用水施設の維持管理といったものは、ややもすると行政にすべてやってもらえばいいじゃないかということも出てくると思います。通常の維持管理は特にそういった面が多々見受けられることもあろうかと思いますが、そういった点も出てまいると思います。こういったことは、農業の生産基盤の崩壊にもつながるような危険性があるんじゃないかというふうに私は思っております。

それから、今現在、そういった事業費の負担にせよ、それから経常経費の負担にせよ、これは各集落における総代さんなり役員さんの中ですべて対応されているものでございますが、こういったことに関して、すべて今度は市の職員でということになってまいりますと、徴収業務にも多くの費用等々が出てくると思っております。そうした観点から言いますと、やはり先ほど申しましたように、一つずつ事務の簡素化を図りつつ、そういった中で協働の歩調で進められるような方向で私はいきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解が賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 私が現実を理解しておると開発部長の答弁とは随分食い違っておるところも多いわけでありまして、議論がかみ合わんかもしれませんが、私は、これはむしろ一般農家の人は非常に喜ぶことだと思っております。ですから、もうちょっと真剣にみんなの意見を聞くような手だてを講じて、やってもらいたいと思います。建設経済委員会等で、あと細かいところはまた詰めてまいりたいと思います。

続きまして2番目に、前ヶ須地区の市街化農地の市街化都市整備への取り組みについて私は質問をしたいと思っております。

特に前ヶ須地区の市街化農地が、たくさんまだ残っております。平島地区では、昭和48年に航空写真を撮るということで、市が航空写真を撮って約35年かかって、今、完了の近くまで来ておるわけでありまして、大変難しい問題なんです。特に今回、前ヶ須の私が申し上げておりますこの地区は、2級国道の155号線の南進計画にとっても非常に大事なところなんです。だから、私も前にも申し上げましたように、積極的に協力することをお約束したわけでありまして、その後どのように進捗しているのか、開発部長に尋ねます。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） お答えさせていただきたいと思っております。

さきの議会におきましても、名古屋第3環状線を含めました区画整理による居住空間を充

実させるためのインフラ整備を図ってはどうかという御提案をいただきました。関係者の同意が得られるかどうかを、さきの議会の中でもお話しさせていただいたと記憶しておりますが、前ヶ須地区の区長へある程度のシミュレーションを示し、相談をさせていただきました。その結果につきましては、さきの進捗状況でもお話をさせていただきましたが、今の制度で現実的に考えた場合、減歩率、土地の価値の点から、地権者の理解を得るのは非常に困難であると、区長さんからの意見でございました。しかし、市街地内の低・未利用地の有効利用を促進・誘導することは、区画整理事業や地区計画などの有効な手段であります。名古屋第3環状線が具体化する段階におきまして、関係者を含めて再度研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） これも同意がとれるのが困難だとか、やってみなきゃいかんことだし、やっぱり発想の転換をして事を進めなきゃいかんということを私はあえてつけ加えたいと思うんです。特に市街化農地、現在の前ヶ須の東勘助あたりはほとんど金魚の池か田んぼで、道路も昔の6尺といいますから1メートル80ぐらいで、うちも建たないというところが多いわけでありまして。ここは、そうであっても、市街化区域になった以上は平成23年から宅地並み課税になるというように聞いておるわけです。そうなった場合に、果たしてどのくらい高くなるのか。当然、相続税も高くなります。こうした点についてわかりやすく事実関係を相談されたことがあるのかどうか。また、どのくらい相続税等、あるいは活用ができない土地であっても、どのくらい税金が高くなるのか、ここでできれば教えてもらいたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） それでは、市街化農地の宅地並み課税につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

御承知のように、合併に伴いまして弥富市の市街化農地といえますのは宅地並み課税となりますが、現在、合併特例によりまして、5年間、平成23年度まで猶予期間中でございます。したがって、評価は宅地並みでございますが、農地に準じた課税に現在なっております。この猶予期間が過ぎる平成24年度からは宅地並み課税が始まりますが、適正化措置といまして軽減率がございまして、4年間にわたり適用されます。いわゆる段階的に課税がされるということでございます。具体的に申し上げますと、24年度は8割軽減、25年度は6割軽減ということで、年ごとに2割ずつ上昇し、5年後の28年度には軽減率の適用がなくなるということになります。これに基づきまして試算をいたしますと、軽減率の適用によりまして24年度から大幅な上昇はなく、横ばい程度という試算をいたしました。さらに、5年後の28年度からの宅地並み課税につきましては、現在の市街地農地課税が負担調整措置といまして、年々段階的に行く措置でございますが、これが本来の課税標準額に近づくということで、税



額はほとんど変わらない状況になると思われます。

また、相続税につきましては国税でございます。税務署独自の路線価方式をとっていますので、その課税時点の評価になります。宅地並み課税が始まる平成24年度に、地価が安定をし、相続税評価額に変動がなく、税率に変更がなければという条件がございますが、現在と変わらないものになります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 1時間近く経過しましたので、ここで休憩をとります。3時25分から再開いたします。

~~~~~

午後3時16分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 今、宅地並み課税の話を経済部長から聞いたわけではありますが、現在と、そして28年になると、具体的な農地の場所によって違いがあるかもしれないけど、平均して幾らぐらいのものが幾らぐらいなるかということを経済に聞いておきたいと思っております。そういうことで、一遍これは真剣に、今言ったようなことも含めて関係者に話をすべきであって、ただ区長さんたちに言ったら難しいだろうと言われたからやりませんというような能のない対応ではいかんということを経済に申し上げたいと思うわけがあります。だから、金額的に聞かせてもらいたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 経済部長。

経済部長（下里博昭君） あくまで特定市街化農地という試算でございますが、現在、平成20年度で1反、1,000平米当たり約10万9,000円の市街化農地でございますが、これが負担調整によって市街化農地が年々上昇していきまると、平成28年度には15万ほどになるということでございます。お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） こういうような具体的なものも含めて、関係者に集まっていただいて、ひとつぜひ相談をしてもらいたいと思っております。

そこで、私が提案をしたいと思うのは、現在、第2桜小学校の建設事業が急務となっており、進んでおるわけがあります。恐らくこれが終わると次にやらなきゃならんのは、この市庁舎の建設にかからなきゃならんと思うのであります。この場所で建設するというのは大変難しいことでもありますし、敷地も狭隘であるわけです。公共交通機関や幹線道路網からして、この地域に市庁舎を移転することは適地ではないか。この地域というのは、今の区画整

理を考えたら、この前ヶ須の土地に移転をすることを考えたらどうだということを私は提言したいのであります。そうすることによって、市の総合計画の中で一度しっかりと組み入れて、そして市ができるだけ今のうちに用地を取得して、そして市街化区域の土地整備事業を市が中心になって実施したら、市街地の整備ができる、155号線の南進ができる、市庁舎の移転ができるというようなことで一石三鳥になるのではないかと思います、こうした点について、開発部長、総務部長、そして最後に市長にひとつ意向を伺いたいと思いますのでお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 佐藤議員の御質問でございますが、第3環状にあわせて、その周辺に市庁舎を区画整理とあわせてやれば一石三鳥だと。非常にいいことだと思いますが、ただ御指摘の前ヶ須地区については、本市の中心地に隣接する市街地としての居住系の位置づけをしておりますので、そういった中で、今、総合計画等に盛り込んでということもおっしゃったわけですが、現段階では総合計画の中でこの場所だという位置づけはしてございません。そうした中で、都市計画マスタープランにおいても位置の限定をしておるわけではございませんので、現段階では先行取得的なことはあり得ないだろうと私は思います。

それから区画整理につきましては、佐藤議員も御承知のように、長い年月の中で組合施行という格好で弥富市が現実的に行ってきており、またもうすぐ完成する地区もございます。これをすべて市でやるというのは、私個人としてはいかなものかと考えておりますので、ひとつ御理解が賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） それでは、市役所本庁舎の改築についてお答えをいたします。

老朽化、耐震性等の対応のため、市役所本庁舎の改築につきましては非常に重要な課題でございます。しかしながら、多額の財源が必要でございます。さらには、桜小学校のマンモス化の解消、小・中学校の耐震補強工事等を優先的に行う必要がございますので、現時点では庁舎の改築事業を具体化することはできませんが、桜小学校のマンモス化の解消事業等が終了した後、速やかに庁舎の改築事業を具体化できるように、総合計画の前期基本計画の中に、これは平成21年から25年でございますが、この期間中に財源問題等を含め、調査・検討を進めていきたいと考えております。

なお、財政運営上、建物建築に多額の財源が必要であることが想定される中、用地取得にどれだけの財源を投入できるかについては今後も調査・検討を進めていきますので、御提案の前ヶ須地区での庁舎建築の件につきましては、一つの御意見として承っておきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今シミュレーションされております佐藤議員のところの面積は約9ヘクタールぐらい実はあるわけですが、先ほど一部の議員の方からも声が上がりましたように、非常に土地単価は高いものになるとういうふうに思っております。車社会、あるいはコミュニティバスという形の中での改善ということも考えております。そういった中で、ほかのところの適地ということもあわせながら検討していかなくちゃいかんとういうふうに思っております。

市役所の移転改築工事等につきましては、耐震性にすぐれていない市庁舎でございますので、職員の安全、あるいは防災上の拠点という形の中では早急にいろんなことを考えながら対応していかなくちゃいかんということはあるまでもございませぬ。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 最後に、難しい難しいと言っておれば何でも難しいんです。その気になって徐々に計画を立てていくということが大事なんだから、こういう提言もあったということで、慎重に考えていくことが必要だということを私は最後につけ加えておきたいと思っております。市庁舎も、必ず近い将来やらなくちゃいかん問題なんです。今、十四山へ持ってこいとか、鍋田へ持ってこいとかいう意見もありますけれども、やっぱり交通の便、例えば155号線、日光大橋西線、そして公共交通機関の近鉄、JR、名鉄への至近距離というようなことから考えたら、この辺は土地柄からして大変まだ有効に活用できるいい場所じゃないかということをお私は考えておりますので、難しいからできんじゃなくて、難しいものでも知恵を出して、発想を転換して、そして将来のためによく検討していただきたいということをつけ加えておきます。

それから次にもう一つは、不在危険家屋の調査が進んだようでありますけれども、ただ調査は終わったということでもありますけれども、ここを今後どうしようにするかという具体的な考え方があったら、ひとつ示してもらいたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） それでは、不在危険家屋のその後の対策についてお答えをいたします。

この家屋の把握につきましては、それぞれの地域における実態に詳しい区長さん方に調査をお願いいたしまして、対象と思われる家屋が47件上がってきました。この47件すべての家屋を市で実態調査いたしました。その結果、居住者がなく、適正に管理されていないと思われる家屋が9件ございました。この9件の家屋について、家屋の倒壊や放火等の火災発生や各種犯罪の要因になりやすいということで、火災予防、防犯上の観点から、所有者に対しまして今後も適切な管理に努められる旨の依頼文書を出しました。その結果、一部では市に買ってほしいという御要望もございました。このような不在危険家屋の修理や撤去につきまし

ては、私有財産でありまして行政の介入には限度があると考えておりますが、今後も引き続いて定期的に巡回パトロールをいたしまして、所有者に対し、周辺住民に迷惑をかけないよう安全かつ適正に管理をしていただくよう、粘り強く呼びかけていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 今47件と。そして、9件というのは固定資産税が納められていないと考えたらいいのかどうか、その点。

総務部長（下里博昭君） もうすべて納まっています。

6番（佐藤 博君） それで、必要に応じて、例えばそれは撤去しますとって自発的にやっていただけたところはいいわけですが、ほうりっ放しにされて手の打ちようがないというようなところについては、これは防災上危険だということで、今いろいろお願いをしておるということでもありますけれども、条例等を制定して、何か撤去しなきゃいけないような方策というのは、これは憲法上の私有財産の問題でもありますが、そういうような一つの手だてというのは検討することが必要ではないかと私は思っておりますので、その点もしっかりと、いかな場合には条例で対応ができるかどうか。そういう点も検討しておいていただきたいと思えます。

それから最後に、廃棄物の有効活用という点で申し上げたいと思えます。

まず最初に民生部長、一般家庭から廃棄物が出るわけではありますが、これの有効活用は、どういうものが、どういうように、どの程度あるのか、ちょっと最初に聞かせていただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

一般家庭ごみの減量、資源化対策といたしまして、従来より市の収集として瓶、缶の収集を行っており、19年度実績として瓶が約323トン、缶が約110トンとなっております。また、子ども会、女性の会、学校、PTA、十四山地区では自治会が紙類やアルミ缶を回収しております。19年度実績は、紙類で約1,178トン、アルミ缶が約38トンとなっております。この回収活動につきましては、市からも870万円余りの補助金を出しております。さらには、平成15年度から、市のごみ収集日程にも紙類、布類の収集を取り入れ、19年度実績として約1,000トンの回収を行い、実質収支として10万円のプラスとなっております。20年度は古紙類の高騰もあり、200万円近いプラスとなる見込みであります。ペットボトルにおきまして、昨年度9カ所の拠点ではありましたが、約14トンの回収をしており、本年度は保育所学校にも拠点をふやしており、前年度の2倍近い実績を見込んでおります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 後でそのデータをきちっとしていただきたいと思います。

そこで、私が最近つくづく感ずることは、産業廃棄物として処理しなければならないものも、処理の仕方、発想を転換することによって有効活用できるものもあるわけなんです。産業廃棄物というのは全部が悪いものではなくて、いいものもいっぱいあるんです。しかも、これを例えば可燃ごみとして処理することによって燃料の節減になったりするものもあるわけでありまして、あそこの中では、産業廃棄物も段ボールだとかいろいろなものがありますが、そういうものも有料ではあるが処理ができるようになっておるはずなんです。八穂クリーンセンターでは産業廃棄物ということで取り扱えないものもたくさんあるんだが、むしろあそこで家庭からの廃棄物、産業廃棄物でも有効に活用できるものを処理できるようにする考え方はあるかないか。まず市が決めないと、あそこは処理をしてくれません。こういうのはあそこで処理することがいいという市長のお墨つきがつけばあそこで処理できるようになっておるんですから、その点について考え方があるかどうか。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

現在の国の環境政策の基本は3Rの推進となっており、循環型社会の構築が柱となっています。廃棄物を極力出さないことはもとより、廃棄物についてもリサイクルをするという対策が進んでおります。しかしながら、産業廃棄物や製造過程から生じた副産物をリサイクル品と偽ったり、有害物質の含有が基準を超えたりリサイクル品として使用されたりして問題となっているケースもあります。記憶に新しいところでは、石原産業のフエロシルトの事件があります。この地方でも鉄鋼スラグの不適正保管の問題があり、いまだ完全な解決には至っておりません。八穂クリーンセンターで発生する溶融スラグも、安全性は確認されておりますが、需要が乏しく、有効利用には至っておりません。

そこで、愛知県では本年7月1日より、有害な偽り再生品の販売防止目的で、再生資源の適正に関する要綱を制定しました。しかし、愛知県内より適用がないため、その効果は不十分であります。これにつきまして、本年10月、弥富市で開催されました愛知県市長会において弥富市長が国に、製造過程から生ずる副産物や産業廃棄物を原料とした再生品の安全基準の法制化について要望提案をしたところであります。廃棄物の有効利用を推進するためには、国の廃棄物のリサイクル化や再生品の安全基準に関する法律制定が不可欠であると考えます。この要望が一日も早く実現するよう、機会あるごとに主張してまいりたいと思っております。したがって、国の法整備をまずしていただいて、それから市としても検討したいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） これは、個々についてはいろいろ難しい問題もあると思うんですが、

総合的によく考えていくと有効に活用できるものもたくさんあるわけです。そういう点で、ここで質問をして議論することではなくて、もうちょっと細かいところできちっと議論をして、詰めていくようにしたいと思っております。

最後に一つ私が申し上げたいのは、今度、津島市長が職員からの提案によって、てんぷら油の回収をするということを計画しておられるわけでありまして。私は、2年半前からてんぷら油を軽油にすることを手伝っております。バイオエネルギーです。大変いい軽油ができるんです。しかし、これは採算はなかなかとれないんです。事業所から出るものを中心にやっておりますから、何とか採算ベースに乗せたいと、1日約3,000リッターばかりを今処理しております。一時は石油が物すごく高くなりましたから、何とか採算がとれてきたわけでありまして。

これを行政がやるということになると大変負担が大きいんです。ですから、民間とタイアップをしててんぷら油を処理するというのも、これは一つの燃料、要するに軽油をつくるという意味においては、国家的に非常に有効なものだと思って私はやっております。別に金もうけではないんです。無給でやっていますし、今の設備もかなり研究をしてやっております。ですから、津島が今回、県からの補助事業で収集までの事業をやるようでありますから、弥富も家庭からてんぷら油を回収して軽油をつくっていくということを考えられることは国家的に非常に重要な事業だと私は思いますので、一遍検討をしていただきたいと。今、弥富では保育所とか学校とか、あるいはてんぷらを使われるような業者の方々のやつは回収をさせていただいております。一般家庭のやつもそういうようにすれば有効活用ができると思っておりますので、この検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、最後にお尋ねをしておきます。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、平成21年度に津島市がBDFモデル事業として採択を受けましたが、津島市単独では、一般家庭からはBDF事業を安定的に行えるだけの廃食用油の回収が困難であるとの判断から、海部地区の市町村の共同事業としてできないかとの提案が、さきの海部郡町村長と市長の懇談会で取り上げられました。今後の検討課題とされました。今後は、海部地区の市町村及び環境事務組合と歩調を合わせて推進を図ってまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。

9番（山本芳照君） 私は、通告に従いまして3件ほど質問させていただきます。

初めに、弥富北中の生徒全員が、来年の4月以降、自転車通学になるというお話であります。

今の駐輪場に果たして全員の自転車を置けるのかどうか。もし置けない場合は駐輪場を新しく設置することになるかと思いますが、どの辺の場所に設置されるのか、明らかにしていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） ただいまの山本議員の御質問にお答えいたします。

昨年度、体育館西側に整備しました自転車小屋で162台、それから既存の自転車小屋については140台余り、それから今回の増設台数分で150台収容できる駐輪場を考えております。ですから、合計としまして約460台となります。今回の増設場所でございますが、北中学校の北門、正門でございますが、北門の一つ目の花壇の東側に設置をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今の答弁で、全員の生徒の自転車を新設を含めて置けるようにするよということでありますので、大変結構なことだと思っています。

そこで、生徒が現在通学路として使用しています県道、通称弥富名古屋線の横断歩道を一度見直しを行っていただきたいというふうに思っています。その理由は、私もちょうど子供たちが通うこの場所に、朝7時ごろから2回ほど立って様子を見ていました。ここの弥富北中学校の南側、ちょうどJRの踏切のあるところは、大体7時半ごろから8時半ごろまで、ちょうど生徒たちの通学時間帯は大変渋滞いたします。この渋滞の原因は、155号線から左折して進入した車がJRの踏切を渡り、ほとんどの車がこの踏切を渡った後、県道を左折して1号線の方へ向かっていく。直進の車も多々ありますが、そんなには多くありません。この横断歩道が、ちょうど車が左折する場所のところに1カ所、現在設けてあります。ここを子供たちが横断歩道を渡ろうとしますと、ちょうどこの渋滞している車が南進をしています。渋滞している側を渡ろうと思っても、なかなかあそこの道路は踏切を渡った以降は狭いものですから渡れない。そうすると、一たん停止した車の直前を渡るか、もしくは全く横断歩道のない場所を横断して、北側、中学校へ向かって渋滞をしていない道路側を通行して学校に行く、こんな状況であります。当然、子供が正規にこの横断歩道を渡って学校へ行こうとすると車がとまります。そのためにまた渋滞が発生すると、こんなような状況でありますので、ぜひこの横断歩道の見直しを行っていただきたい。県道子宝愛西線、白鳥小学校へ入る県道ですね。又八の踏切を渡って北進の方です。ここはちょうどTの字になっていて、すべて3カ所に横断歩道が表示してある県道であります。ですから、この弥富名古屋線の県道のところにもそのように横断歩道をつくっていただければ、子供たちも、また鎌倉地区の小学生の方も通学に使っている道路でありますので、一度見直しを図っていただきたいというふうに思っておりますので、市の考え方をお聞きしたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） 2番目の質問にお答えしたいと思います。

現在、佐古木地区の多くの生徒が弥富北中学校南の県道弥富名古屋線を通り、JRの踏切を横断して通学しています。議員も先ほど言いましたように、この交差点は、155号線からの渋滞を避けて迂回してくるかなりの台数の通勤の車が通ります。交差点を北から県道の東方向へ左折してくる車への注意をするとともに、市道を北から連続的に交差点に入る車両の直前を横断することになります。自転車の生徒と車が交錯し、危険な状況になっていることは、先ほど議員もおっしゃいましたように、私どもも痛感しております。蟹江警察署の担当の方とも状況について報告させていただき、相談をさせていただきましたので、今後、蟹江警察署長あてに、横断歩道を西側にも設置できないか要望書を提出する準備をしておりますので、その点、御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ子供たちが安全に通学できるよう、この横断歩道の見直しについてお力添えをいただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

また、先ほど申し上げましたように、学校の北側及び東側の道路は渋滞をしています。そのために、155号から左折した車が、ややもすると子供たちが自転車を置いている西側の道路に、渋滞を避けるためかなりの台数が入ってきます。そうすると、子供たちの駐輪場が今は西側にも設けられておりますので、ここの西側に自転車を置こうとする子供たちと、この渋滞を避けて入ってきた車が正面から交差するような状況になりますので、できることなら、この時間帯、子供たちが通学してくる7時前後から8時半ごろまでは、この学校の西側の道路について一定程度の通行規制をしたら、子供たちも安全に学校へ通学できるんじゃないかというふうに思っていますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） それでは、3点目の質問に答えたいと思います。

朝の通勤時間帯は、国道1号線に接続する155号線の南進方向が渋滞するため、鎌倉地区内の生活道路を迂回路として通過する車両が大変多い状況でございます。また、弥富北中学校の自転車通学の生徒は、全員が学校西門から入って駐輪場の方へ行きます。したがって、国道155号線の渋滞を避けて学校の西側の市道を通行する車両と時間的にも重なっておりますので接触事故が危惧されます。こうした状況についても蟹江警察署の担当の方に報告をさせていただき、相談をさせていただきました。また、地元の区長さん方にも相談・調整をさせていただきましたので、今後、蟹江警察署長あてに、学校西側の市道について時間による通行規制の要望書を提出するよう、今準備をしております。また、北側の市道については来年度以降歩道が設置される予定でございますので、十分、子供たちも通学に便利になる



と考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） とにかく子供たちが安全に学校へ通学できるように、行政としてやるべきことはやっていただかなければならないというふうに思っています。

その通学路の一部として現在使っている県道弥富名古屋線は、楽平地区、又八地区、鎌倉地区を通過して弥富駅までという道路計画が30年前から出ているわけですけど、一向に前へ進まない。せめて県道から西側の市江川にかかっている部分だけでも橋でもかけることはできないかなあと、こんな願いがあるわけですけど、この県道弥富名古屋線が又八地区でも早急につくられれば、先ほど次長の方からお話がありましたように、子供たちも1号線を通らずに、この県道を通して北中へ行ける。また、鎌倉地区の小学生もこの県道を通して白鳥小学校へ通えるという、子供たちにとっては安全のためのいい道路ができるだろうというふうに思っていますので、これらの道路の今日までの状況としてどんなくあいになっているのか、少しお話をいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 県道弥富名古屋線の、要は子宝愛西線までの件だと思います。

橋の方につきましては、近々に県の方が対応してくれるというふうには聞いております。今、設計段階に至っているというふうに私は承知しております。それから、橋から県道子宝愛西線まででございますが、ここの用地取得につきまして地権者の方に理解を求めべく、県、市と同時に今進めておる段階ですので、ひとつよろしく願いがしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひとも一日も早くこの県道が開通できるよう、努力の方をよろしくお願いいたします。

次に、2件目の三ツ又公園の関係について御質問させていただきます。

午後の初めに佐藤高議議員の方からも、この三ツ又公園についてのお話がありました。きょう議会の中でこの「三ツ又池」というパンフレットがそれぞれ配られたわけです。私も、この公園はどんな公園かなあという疑問がちょっとありましたので、質問の中に公園の区域と、どのような公園にするのかという質問内容を事前に提出させていただきました。それで、きょうパンフレットが配られました。私の質問に対して、この地図で見ると大体理解できるんですけど、一度、市の考え方を少しお話をさせていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 山本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

きょう議会開催前に皆様方にパンフレットをお渡しさせていただいたわけでございますが、弥富市の北東部を流れる宝川の遊水池が三ツ又池でございます。その大きさにつきましては、

ここのパンフの中にも書いてありますように、約15ヘクタールを三ツ又池公園の地区としております。宝川周辺の北側は坂中地地区、東側は子宝地区、西側は五斗山地区及び鳥ヶ地地区に隣接をしております。また南側につきましては、県道鳥ヶ地新田名古屋線までが三ツ又池公園の区域となっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 公園の区域は大体理解できましたけど、これからの公園のあるべき姿でありますけど、おおむねきょう渡されたパンフレットの内容の公園が、来年の4月以降、弥富市に渡されるという理解でいいですか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問ですが、21年度早々には弥富市の方に譲与される予定でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） きょう渡されたこのパンフレットの内容の公園が、4月1日以降、弥富市に譲り渡されるという理解をいたしました。

それで少しお伺いしますが、このパンフレットの中の「啓発的役割」のところに「魚釣り、水遊びなど、地域住民の云々」と書いてあるんですけど、実は私もこの公園を2週間前にちょっと見に行ってきました。そうしましたら、3号管理橋の、この図の左側のところにたくさん網が入っていたんですね。多分、魚をとる網だろうというふうに思いますが、この三ツ又池の区域は漁業権があるのかないのか、ちょっと教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 漁業権につきましては、ないと私は認識しております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 漁業権がないということであるならば、来年の4月1日までに、現在この区域の中に入っている魚をとる網というのはすべて撤去されるというふうに理解していいでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 基本的には撤去が一番望ましいというふうに思っておりますが、過去の経緯だとかいろいろございますので、その点については私どもも一度よく調査をいたしまして、現在そこで、仮に趣味の域かもわかりませんが、そういったことで行われておるとするならば、その点については私どもも一度よく調査・研究し、対応をしてみたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） この公園がきちっと整備されれば、少なくとも子供たちはここで魚釣

りをやったり、ルアーで魚を釣ったりということは多分行われるだろうというふうに思います。そのときにもし網が入っていれば、その網と魚を釣る子供たちの間でトラブルが発生することも十分考えられますので、ぜひそういったことがないように、開園までにはきちっと整備をされていかれるよう、お願いをしておきたいと思います。

次に、巡回福祉バスの見直しについて質問をさせていただきます。

6月議会の中で、諮問委員会の定数、人員、それから設置要綱の作成など検討に入って、10月には諮問委員会を発足させたいとの答弁がありましたけど、諮問委員会の今日までの会合内容について明らかにしていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） それでは、巡回福祉バスについてお答えをいたします。

巡回福祉バス検討委員会の委員数は16名でございます。その構成メンバーといたしまして、学識経験者2名、議会議長、総務委員長、各地区の区長会長6名、福寿会会長初め役員の方3名、市の女性の会会長、民生委員協議会長、市のPTA代表から成っております。

次に、10月に開催をいたしました委員会の内容につきましてでございますが、役員の専任、巡回バスの現状、今後の方向性について御検討をいただきました。その結果、委員長には区長会の戸谷会長、副委員長に同じく区長会の加藤副会長が御就任されました。

また、今後の方向性についての御意見をいただきました主なものとしましては、利便性に関する御意見といたしまして、海南病院への利便性を向上させてほしい。駅への増便を図ってほしい。鍋田南部地区から駅や病院などへの直行便を走らせていただきたい。各コースの増便をしてほしい。

次に、運行日、時間帯の御意見といたしまして、毎日運行してほしい。通勤・通学の時間帯（朝・夕）の充実をしてほしい。

さらには、運行形態の変更に関する御意見といたしまして、福祉巡回バスからコミュニティバスへの移行を望むと。この意見については多数ございました。これに伴いまして、有料化にしてはどうかという御意見もございました。いわゆるワンコイン、100円でございますが、取ってもいいのではないかと。高齢者、子供は無料、その他は有料にしたらどうかという御意見もいただきました。そのほかの意見といたしまして、高齢者はよく利用しているのでさらに充実してほしいとか、利用の少ないバス停の廃止も検討してはどうか。費用対効果は求めないよという御意見もございました。

等々、委員の皆さんからさまざまな御意見、御要望をいただきまして、また市民ニーズを把握するためにはアンケート調査を実施することが必要との御意見が集約をされました。現在、先進地などの事例を研究いたしまして、新年度に向けまして、そのアンケート調査の予算化を含め、準備を進めているところでございます。千差万別な御意見がある中、少し時間

はかかりますが、後戻りのないよう慎重に進め、市民の要望にこたえていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ありがとうございます。

今、諮問委員会のメンバーは16人で、それぞれ学識経験者、区長さん、各種団体の役員の皆さんがなられたということであります。この16名の皆さんは、福祉巡回バスを利用した方はそんなにいないだろうなあという感じがちょっといたします。そこで、私から少し提案をさせていただきたいと思いますが、諮問委員の皆さん、並びに市の職員の方は、一度この現在運行されている巡回福祉バスに乗車をしていただき、実態調査をしていただきたいというふうに思います。今現在、このバスは35分のダイヤで運行されております。16人ですべてのダイヤに乗って実態を見るといっても多々無理があるかと思しますので、ぜひ市の職員も含めてバスに乗っていただいて、みずからいろんな時間帯に乗車することによって、いいところ、悪いところ、それぞれ自分なりに乗車してみて初めてわかることが発見できるだろうと。そして、この乗車経験を生かして意見交換すれば、先ほど総務部長からお話がありましたような、いろんな意見に対する肉づけも出てくるような気がいたします。

またもう一つ、バスの運転手の皆さんにもぜひ意見を求めていただきたいと思います。その心は、今運行しているバスは営利が目的で運行されていませんので、お客さんが何人乗ろうが乗るまいが、赤字であるのかないのか何も考えなくて、決められた時間を決められたコースを、言葉が少し悪いかもわかりませんが、漠然と安全に注意をして運転していればいいんだ、そんな気持ちではないのかなあというふうに思います。やはりそうではなくて、みずから経営者になったつもりで、自分だったらこうする、自分だったらこんなコースを走る、こんな時間帯を走るというプロのドライバーとしての自覚を絶対バスの運転手は持っていると思っていますので、ぜひバスの運転手の皆さんにも意見を求めていただきたいというふうに思っておりますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

大変いい御提案をいただきましたので、委員の皆様、そして私ども職員も、一度、実態調査を兼ねてバスを利用して、つぶさにいろんなことを体験してきたいというふうに思っております。

また、プロであるバスの運転手さんにつきましても、三重交通の方も委員ではございませんけれども非公式という形で参加していただいておりますので、十分その辺の意向につきましてはお伝えすることができるというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思いません。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ乗っていただいて実態を把握して、意見交換をしていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、私の意見といたしまして、このバスが市民の憩いの足というふうになるように、例えば行楽シーズンと言われる3月下旬から10月の期間、日曜日限定で、例えば弥富の駅、佐古木の駅から、これから弥富市の一つの観光スポットになろうとしている三ツ又公園への直行バス、並びに海南こどもの国へ行ける直行バスというものを運転してみたらどうかあと。そうすれば弥富市の大きな宣伝になるのではないのかなというふうに考えておりますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） ただいまの御提案でございます、行楽シーズン3月から10月の佐古木駅、三ツ又、海南こどもの家の巡回バスでございますが、こちら辺も含めて貴重な御意見ということで承っておきまして、検討させていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） いろんなことを考えていただいて、今以上に市民に愛され親しまれる、本当につくってよかった巡回バスとなるようにぜひ努力をされることを申し上げ、私の発言を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博

